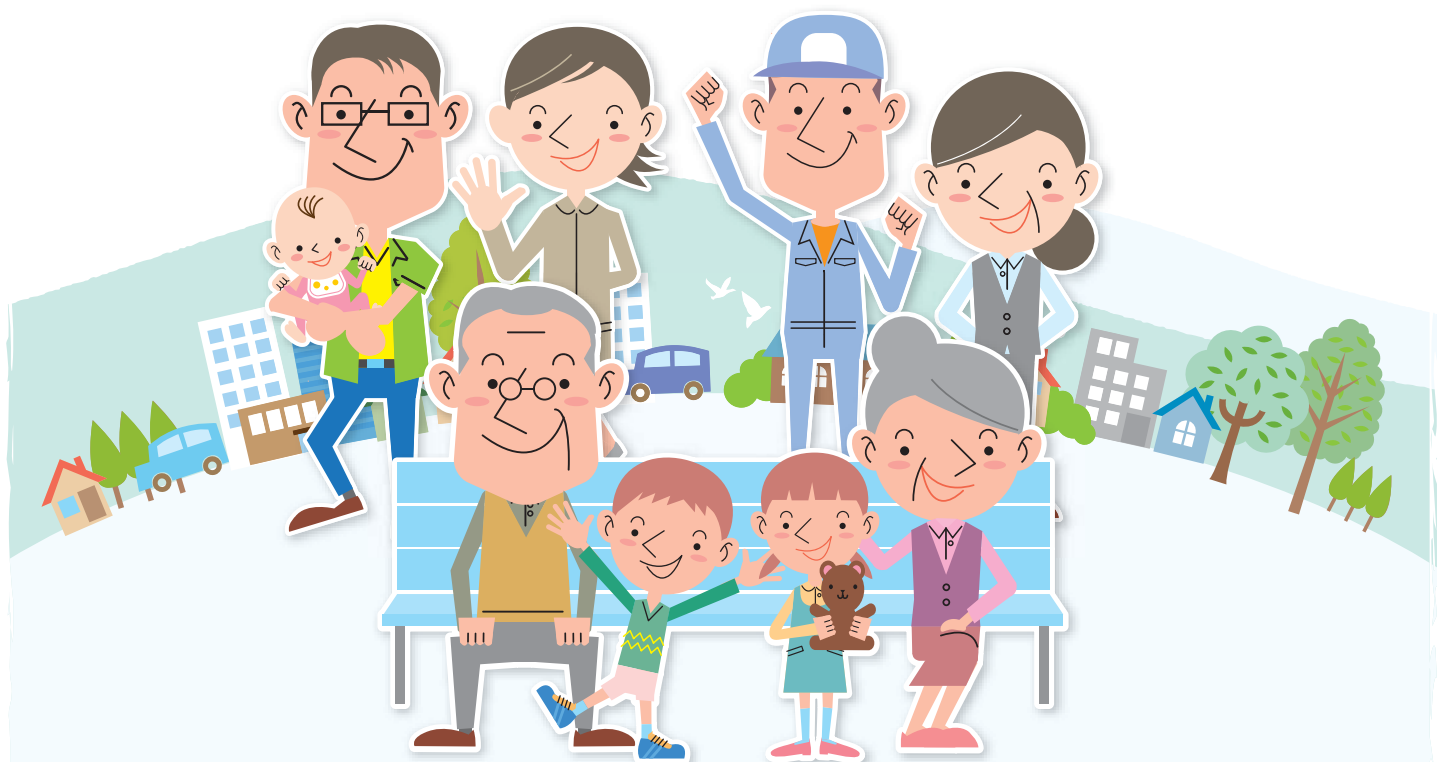


第2期 揖斐川町子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月
揖斐川町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制と経過	3
第 2 章	子どもと家庭を取り巻く環境の状況	4
1	揖斐川町の状況	4
2	アンケート調査結果からみえる現状	13
3	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	31
第 3 章	計画の基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本目標	35
3	施策の体系	36
第 4 章	施策の展開	37
基本目標 1	親と子の学びと育ちを支える環境づくり	37
基本目標 2	すべての子育て家庭を支える環境づくり	47
基本目標 3	健やかに生み育てる環境づくり	61
基本目標 4	子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり	66

第5章 事業量の見込みと確保方策 70

- 1 教育・保育提供区域の設定 70
- 2 事業量の見込みと確保方策の考え方 71
- 3 教育・保育の見込みと確保方策 73
- 4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策 76
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 88

第6章 重点施策の推進 89

- 1 幼児教育・保育の充実 89
- 2 就学期の健全育成の充実 89
- 3 切れ目のない子育て支援の充実 89

第7章 計画の推進 91

- 1 推進体制 91
- 2 進捗管理 92

資料編 93

- 1 策定経過 93
- 2 揖斐川町子ども・子育て会議条例 94
- 3 揖斐川町子ども・子育て会議委員 95



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化なども社会問題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかし、女性の就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数が増加していることから、都市部を中心に待機児童が発生しており、待機児童解消のための取組を一層強化・推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。さらに、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を進めています。

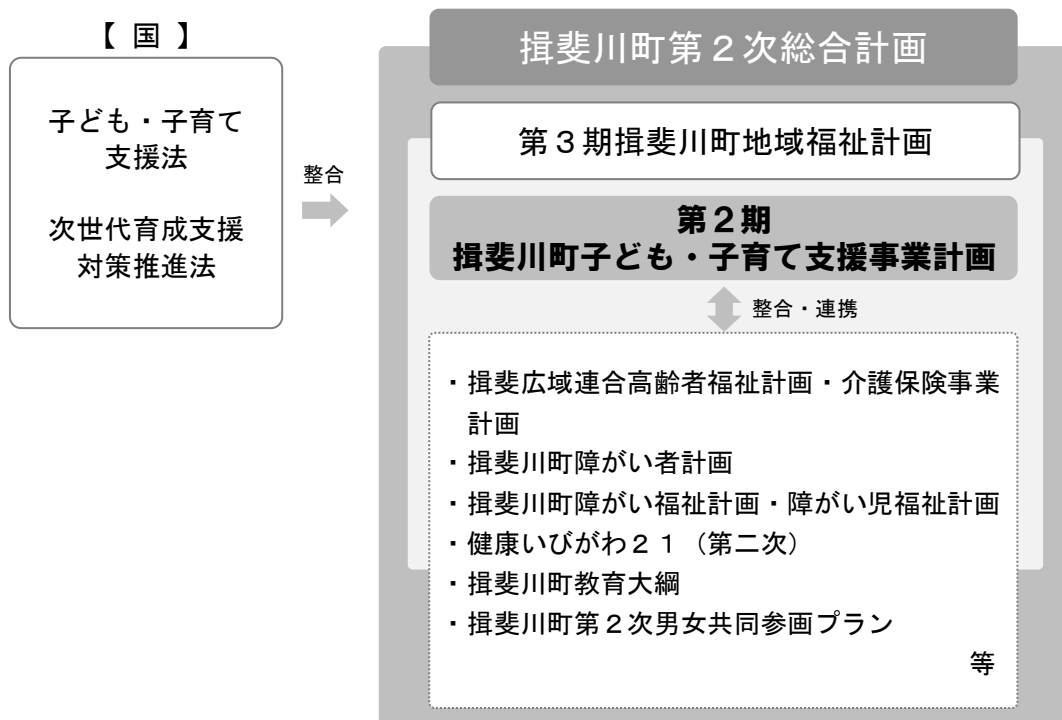
また、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、3歳から5歳児クラスのすべての子どもたち及び、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することを掲げており、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

揖斐川町（以下、「本町」という）では、これまで平成27年3月に「揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て家庭への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、「揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に子育て支援施策を推進するため、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら「第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、揖斐川町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組むを推進します。本計画の策定にあたっては、揖斐川町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、町民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期揖斐川町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と経過

(1) 子ども・子育て支援事業に関わるニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象として、平成30年12月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	・ 幼稚園及び小学生の保護者については、幼稚園、小学校において配布・回収 ・ その他の保護者については郵送配布・郵送回収	648 通	411 通	63.4%
小学生児童の保護者		785 通	639 通	81.4%

(2) 「揖斐川町子ども・子育て会議」の設置・開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者などからなる「揖斐川町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年1月～2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

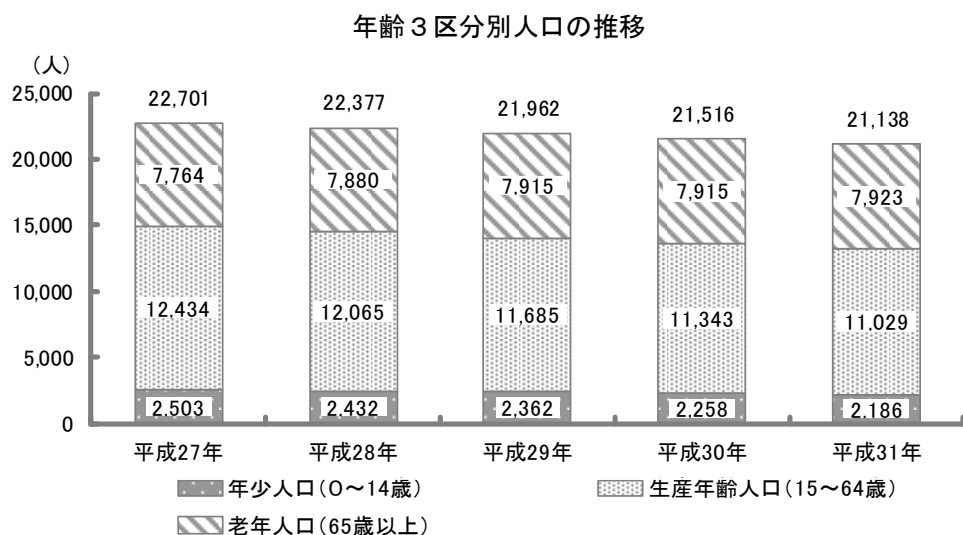
第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 揖斐川町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

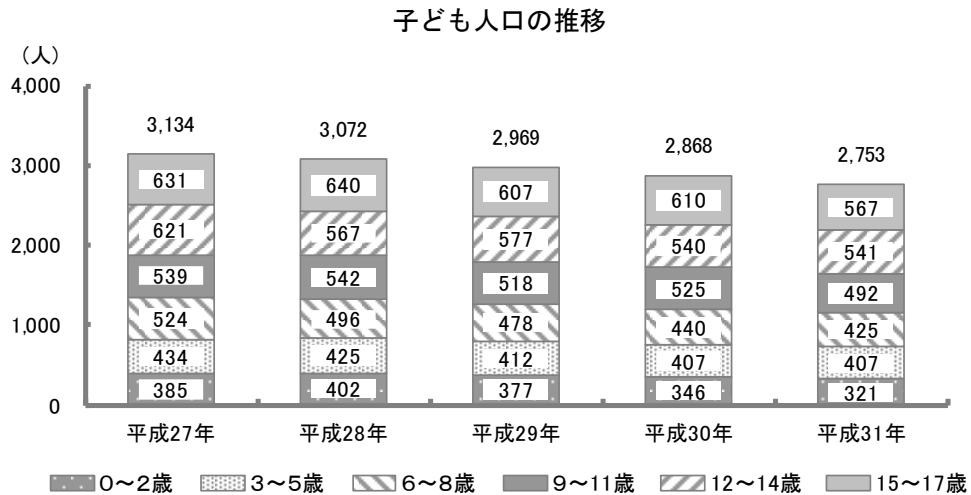
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で21,138人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別児童数の推移

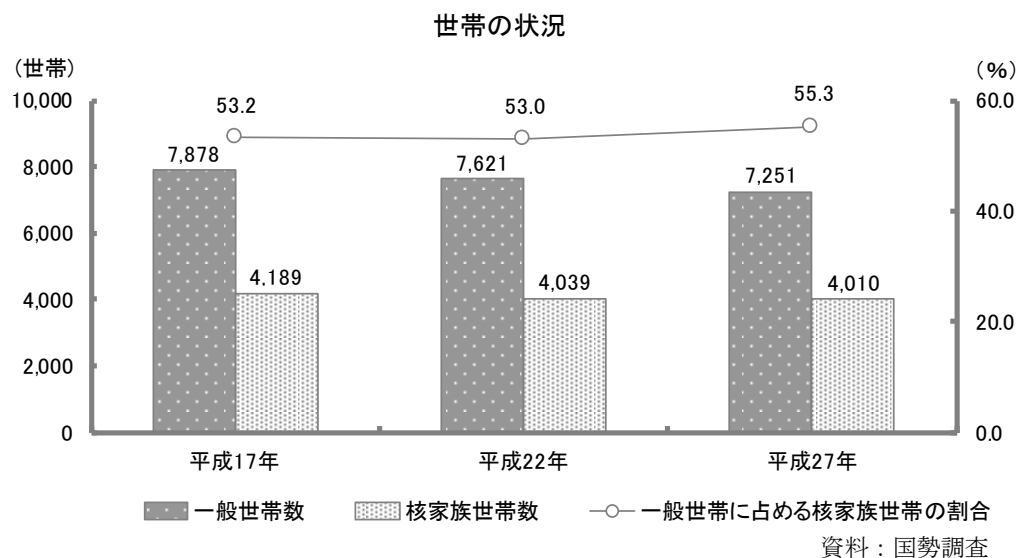
本町の0歳から17歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末現在で2,753人となっています。特に他の年齢に比べ、0～2歳の減少率が高くなっています。



（2）世帯の状況

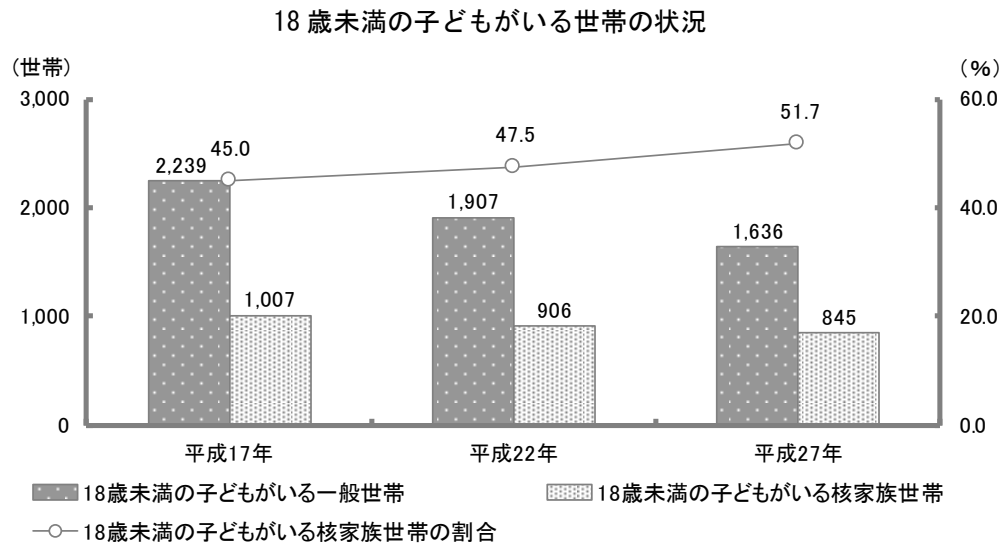
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は横ばい状態にあり、平成27年で4,010世帯となっています。一般世帯数は年々減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあります。



② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

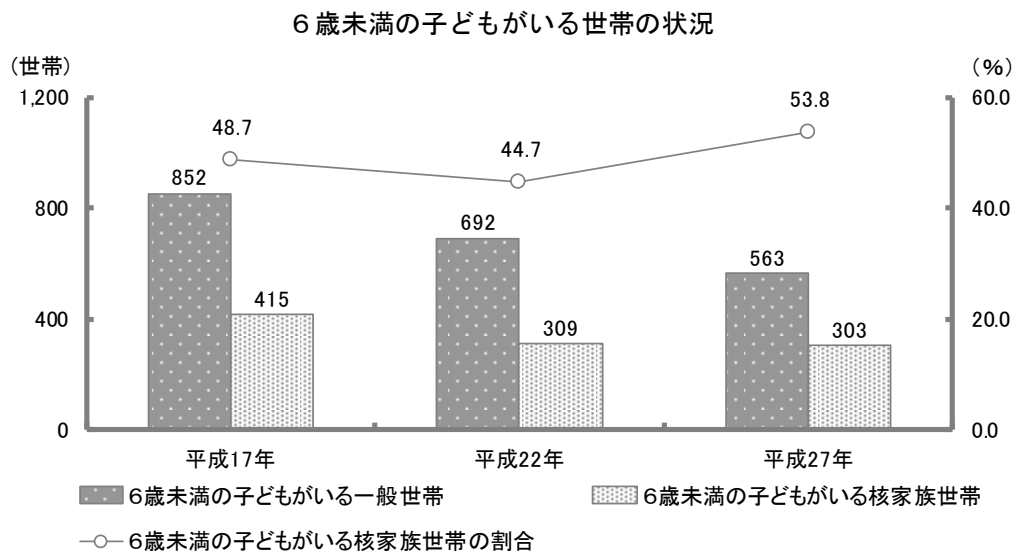
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,636世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しているものの、18歳未満の子どもがいる一般世帯数に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

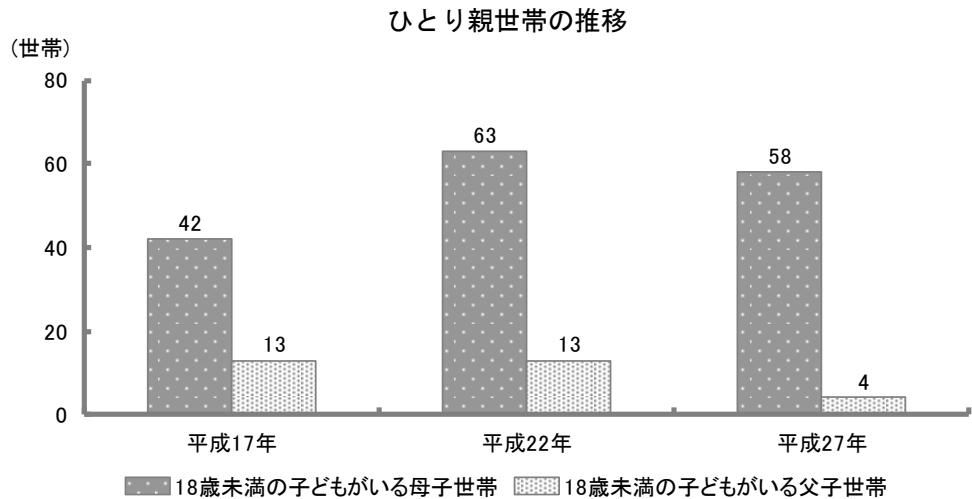
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で563世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数も減少しているものの、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は、近年で最も高い割合となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

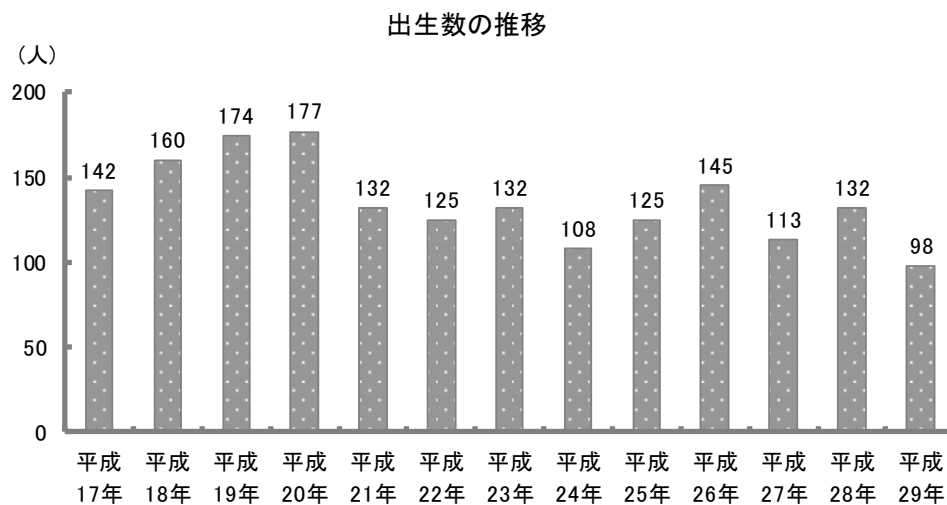
本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年に比べ減少しているものの、平成27年で58世帯と平成17年に比べ1.38倍となっています。18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年に比べ減少し、平成27年で4世帯となっています。



(3) 出生の状況

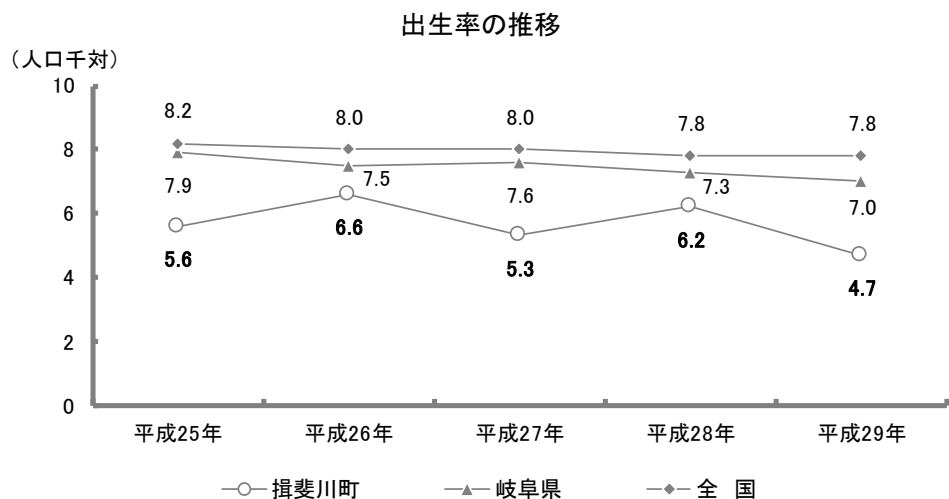
① 出生数の推移

本町の出生数は増減を繰り返していますが、平成29年では98人と平成17年以降で最も少なくなっています。



② 出生率の推移

本町の出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年では過去5年間で最も低く4.7となっています。また、全国、県と比較すると低い値で推移しています。

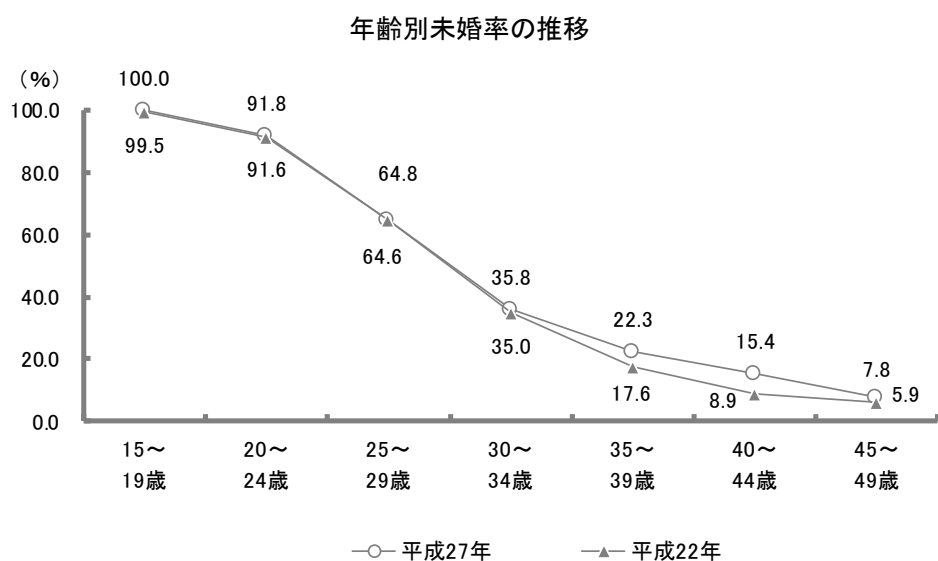


資料：西濃地域の公衆衛生

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

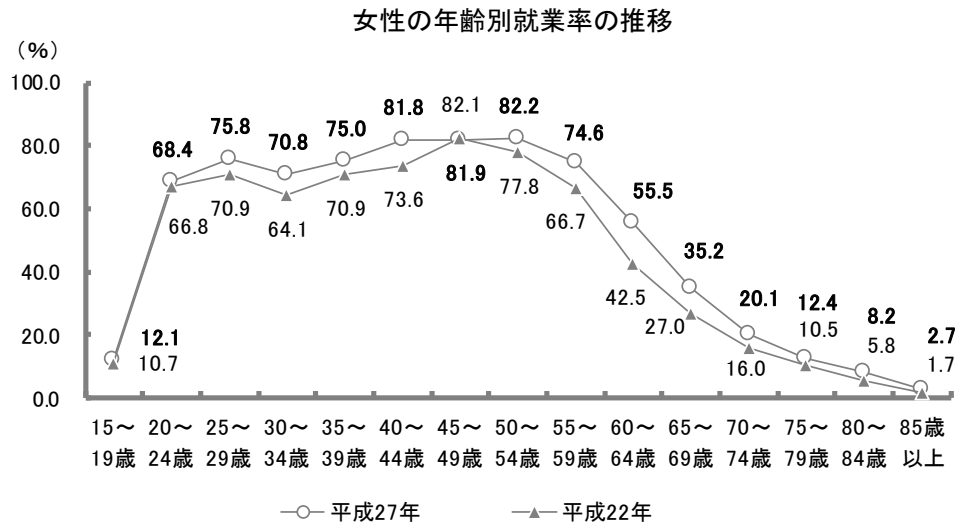


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

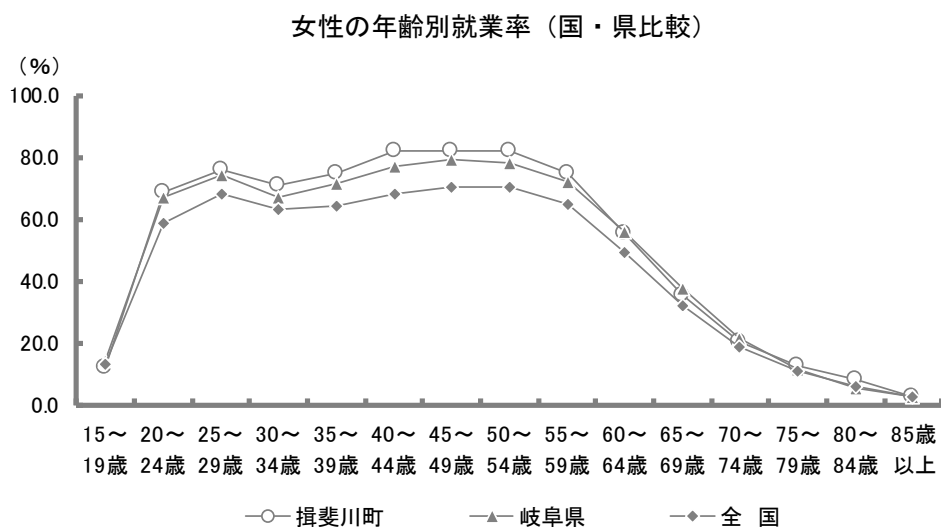
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～34歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

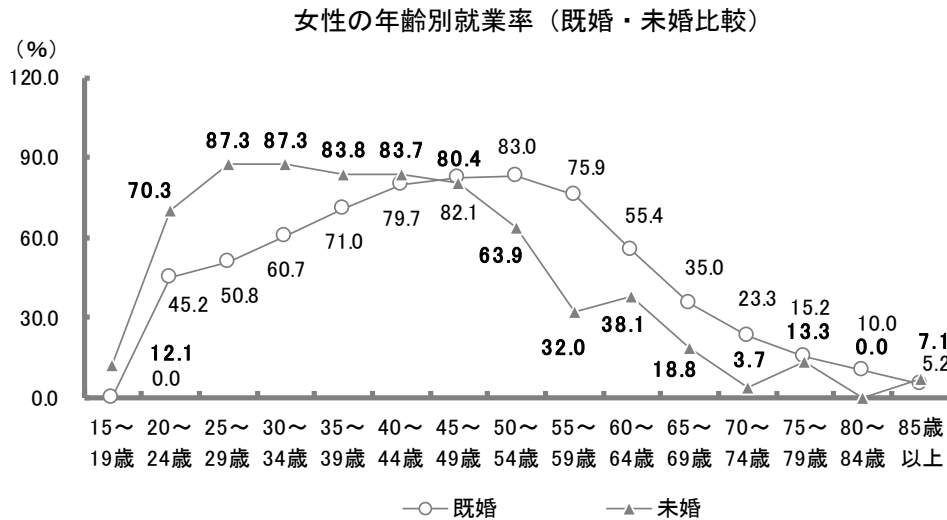
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20～59歳までで、全国、岐阜県より高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

（6）幼稚園・幼稚園・保育園等の入所状況

幼稚園・幼稚園・保育園等の入所状況をみると、ほぼ横ばいで推移しており令和元年で498人となっています。

幼稚園・幼稚園・保育園等の入所状況

単位：人

幼稚園・幼稚園・保育園	定員	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
やまと・きたがた幼稚園	170	112	108	109	110	99
いび幼稚園	100	73	74	66	75	65
きよみず幼稚園	45	35	33	33	31	31
おじま幼稚園	100	79	80	81	80	93
たにぐみ幼稚園	90	62	58	59	59	67
かすが幼稚園	30	8	7	7	11	8
くぜ幼稚園	30	9	10	13	13	14
さかうち幼稚園	20	0	3	6	5	3
揖斐幼稚園(本町の入園児)	280	90	95	84	78	73
養基保育園(本町の入所児)	120	38	37	48	45	45
合計	985	506	505	506	507	498

資料：庁内資料

(7) 留守家庭児童教室の状況

町内6小学校下において、留守家庭児童教室として学童保育を実施しており、利用児童数は年々増加し、令和元年で116人となっています。また、夏休みについては、要望調査を実施して、通常6校にプラスする形で7小学校下において留守家庭児童教室を実施しています。

留守家庭児童教室の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用児童数（人）	86	103	100	106	116
箇所数（か所）	6	6	6	6	6

資料：庁内資料

(8) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

児童虐待通報件数は、年度によってばらつきがあり、平成30年度で6件となっています。

児童虐待通報件数

単位：件

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通報件数	7	7	1	3	6

資料：庁内資料

② 児童虐待見守り世帯数の推移

児童虐待見守り世帯数は、年度によってばらつきがあり、平成30年度で9件となっています。

児童虐待見守り世帯数の推移

単位：世帯

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待見守り世帯数	51	18	15	20	9

資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数の推移

就学援助認定者数の推移をみると、年度によってばらつきがあり、平成30年度では小学生が29人、中学生が36人となっています。

就学援助認定者数の推移

単位：人

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	認定者数	45	48	49	48	29
	認定率※	4.6%	5.0%	5.2%	5.3%	3.3%
中学生	認定者数	37	34	31	29	36
	認定率※	6.0%	5.6%	5.5%	5.1%	6.8%

※認定率は、各年度5月1日現在の児童生徒数に対する認定者数の割合

資料：庁内資料

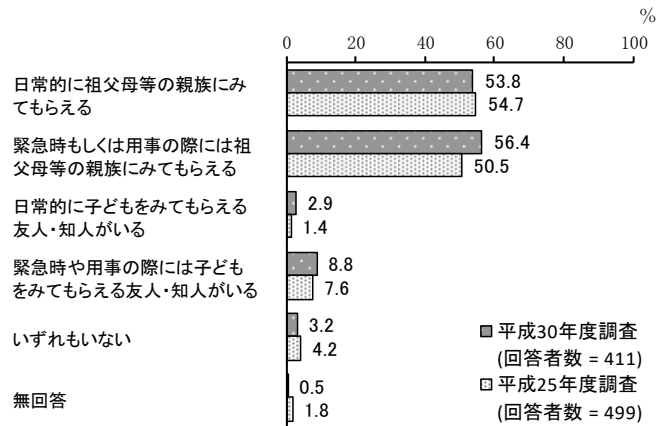
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 就学前児童の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が56.4%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が53.8%となっています。

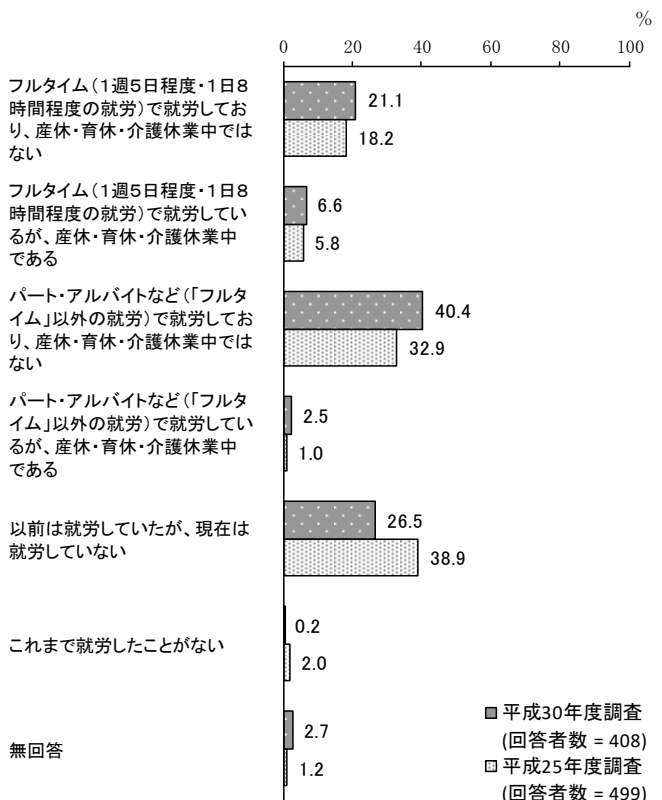
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。



② 就学前児童の母親の就労状況

「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が26.5%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 就学前児童の母親の就労状況（ひとり親家庭・ひとり親家庭以外別）

ひとり親家庭では、ひとり親家庭以外に比べ「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数（件）	フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
ひとり親家庭	31	32.3	—	35.5	—	25.8	—	6.5
ひとり親家庭以外	377	20.2	7.2	40.8	2.7	26.5	0.3	2.4

④ 就学児童の母親の就労状況（ひとり親家庭・ひとり親家庭以外別）

ひとり親家庭では、ひとり親家庭以外に比べ「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。

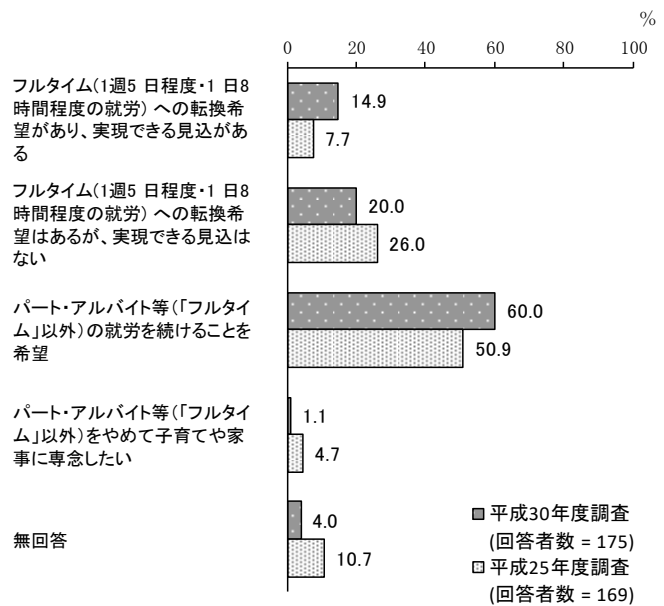
単位：％

区分	有効回答数（件）	フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
ひとり親家庭	47	57.4	—	27.7	2.1	8.5	—	4.3
ひとり親家庭以外	583	28.0	0.2	51.6	0.7	13.4	1.0	5.1

⑤ 就学前児童の母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が60.0%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が20.0%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が14.9%となっています。

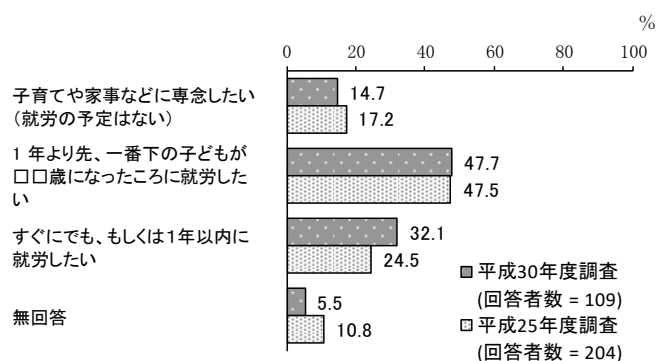
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が増加しています。一方、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



⑥ 就学前児童の母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が47.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が32.1%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が14.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。



⑦ 就学前児童保護者の世帯収入

ひとり親家庭では、ひとり親家庭以外に比べ、「200万円未満」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	有効回答数 (件)	200 万円 未満	200 ～ 500 万円 未満	500 万円 以上	無 回 答
ひとり親家庭	34	26.5	38.2	26.5	8.8
ひとり親家庭以外	377	2.4	45.9	47.5	4.2

⑧ 就学児童保護者の世帯収入

ひとり親家庭では、ひとり親家庭以外に比べ、「200万円未満」の割合が高くなっています。

単位：％

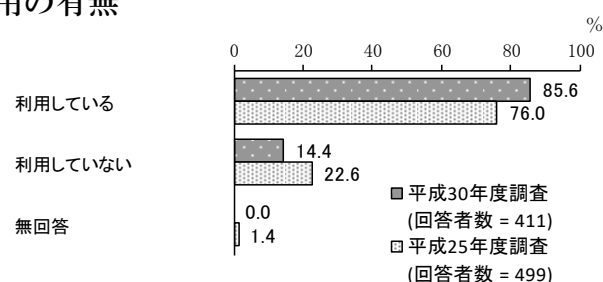
区分	有効回答数 (件)	200 万円 未満	200 ～ 500 万円 未満	500 万円 以上	無 回 答
ひとり親家庭	56	30.4	53.6	16.1	-
ひとり親家庭以外	583	2.6	38.1	54.5	4.8

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が85.6%、
「利用していない」の割合が14.4%と
なっています。

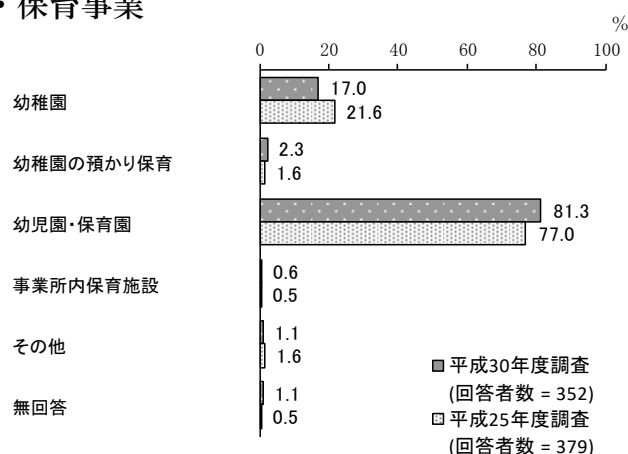
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。
一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「幼稚園・保育園」の割合が81.3%
と最も高く、次いで「幼稚園」の割合
が17.0%となっています。

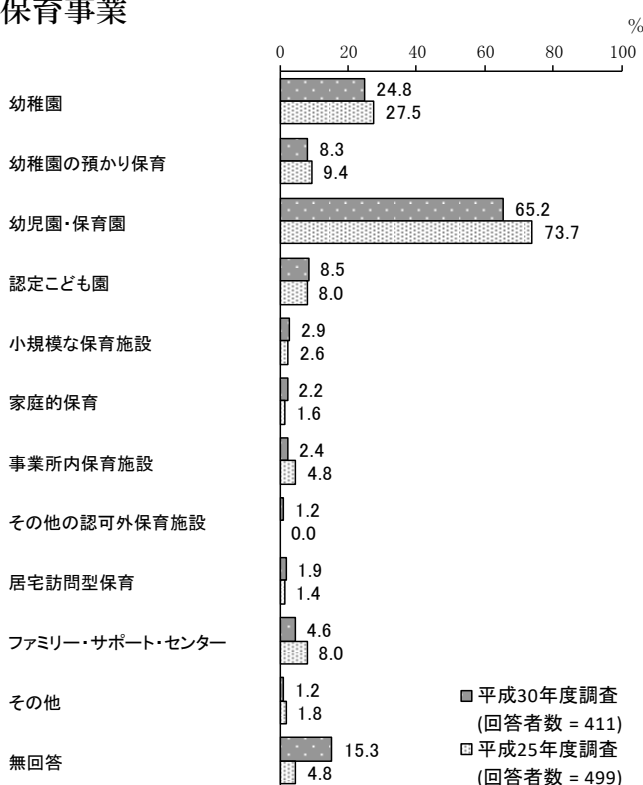
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「幼稚園・保育園」の割合が65.2%
と最も高く、次いで「幼稚園」の割合
が24.8%となっています。

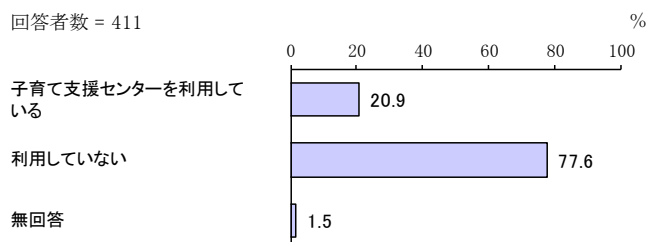
平成25年度調査と比較すると、「幼稚園・保育園」の割合が減少しています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

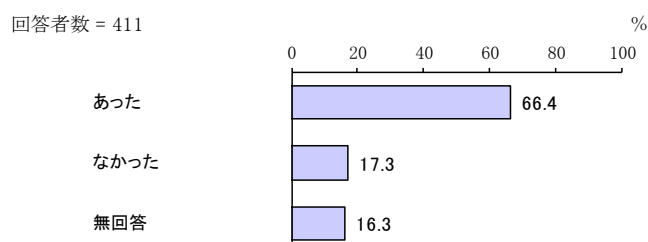
「子育て支援センターを利用している」の割合が20.9%、「利用していない」の割合が77.6%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

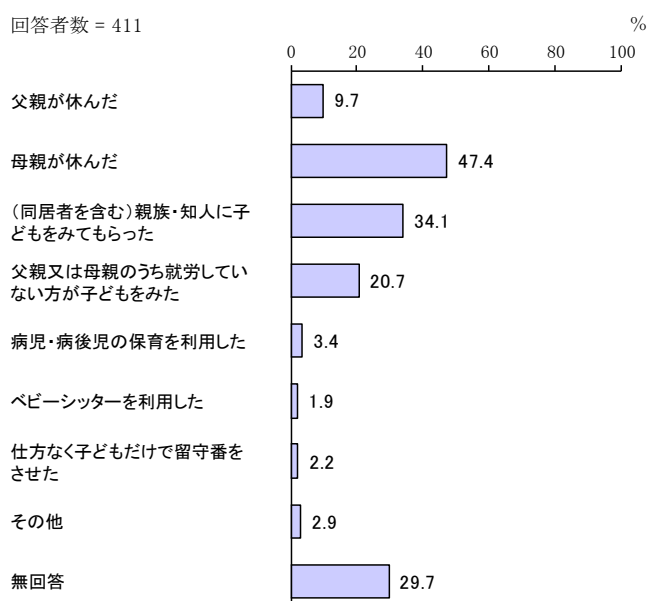
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が66.4%、「なかった」の割合が17.3%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が47.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が34.1%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が20.7%となっています。

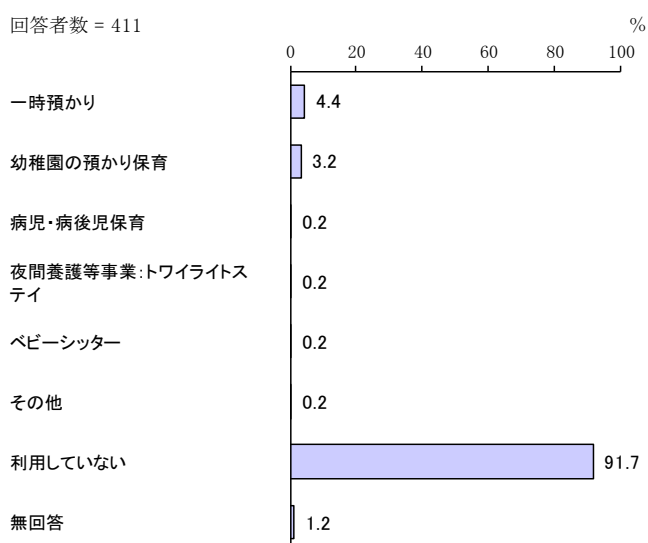


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が91.7%と最も高くなっています。

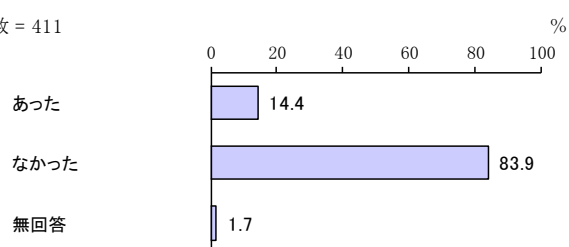
回答者数 = 411



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が14.4%、「なかった」の割合が83.9%となっています。

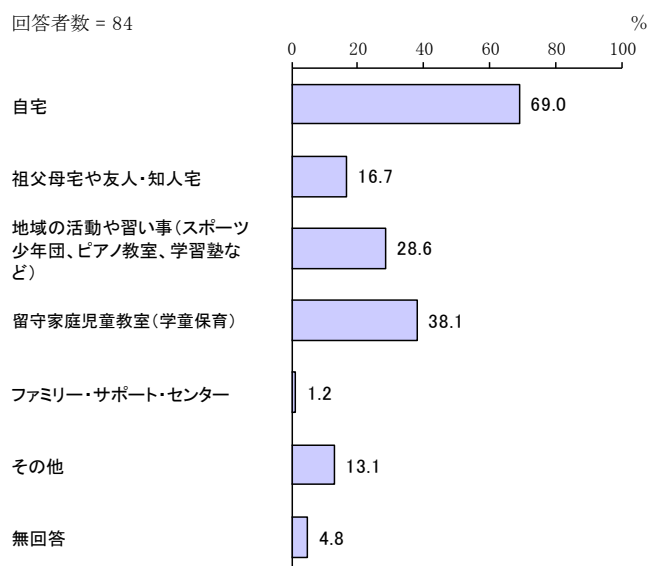
回答者数 = 411



(6) 小学校就学後の過ごし方について

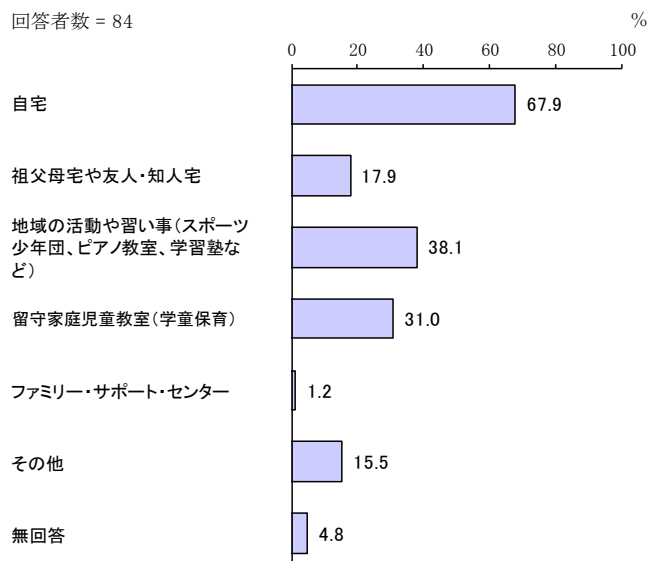
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が69.0%と最も高く、次いで「留守家庭児童教室(学童保育)」の割合が38.1%、「地域の活動や習い事(スポーツ少年団、ピアノ教室、学習塾など)」の割合が28.6%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が67.9%と最も高く、次いで「地域の活動や習い事(スポーツ少年団、ピアノ教室、学習塾など)」の割合が38.1%、「留守家庭児童教室(学童保育)」の割合が31.0%となっています。

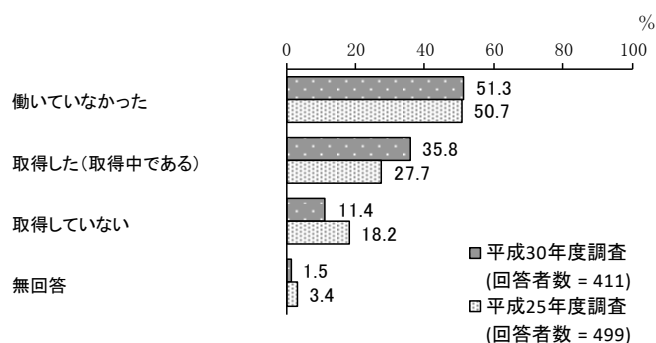


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が51.3%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が35.8%、「取得していない」の割合が11.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

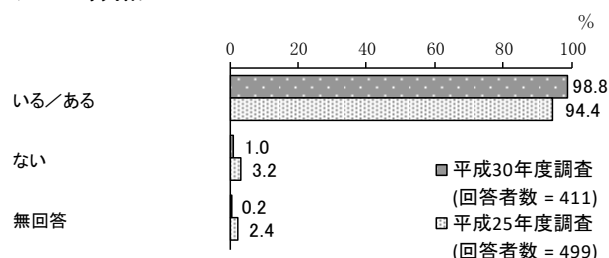


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

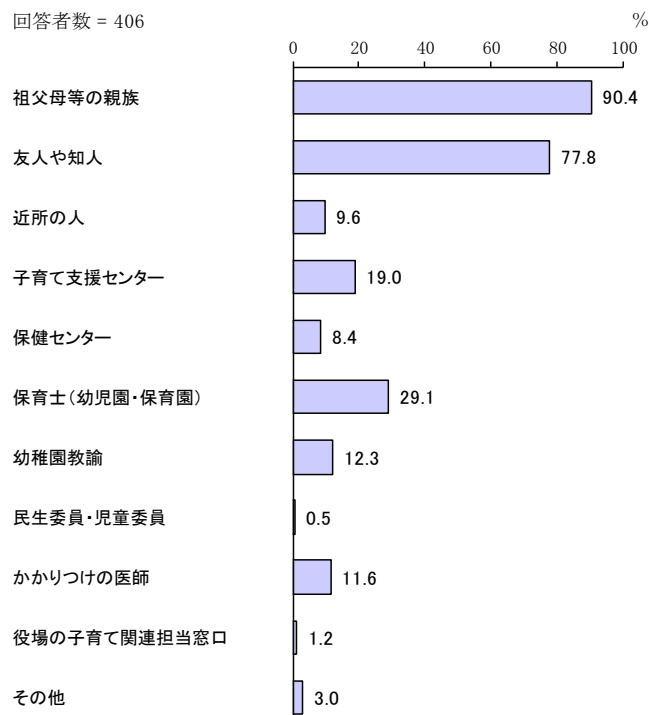
「いる／ある」の割合が98.8%、「ない」の割合が1.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

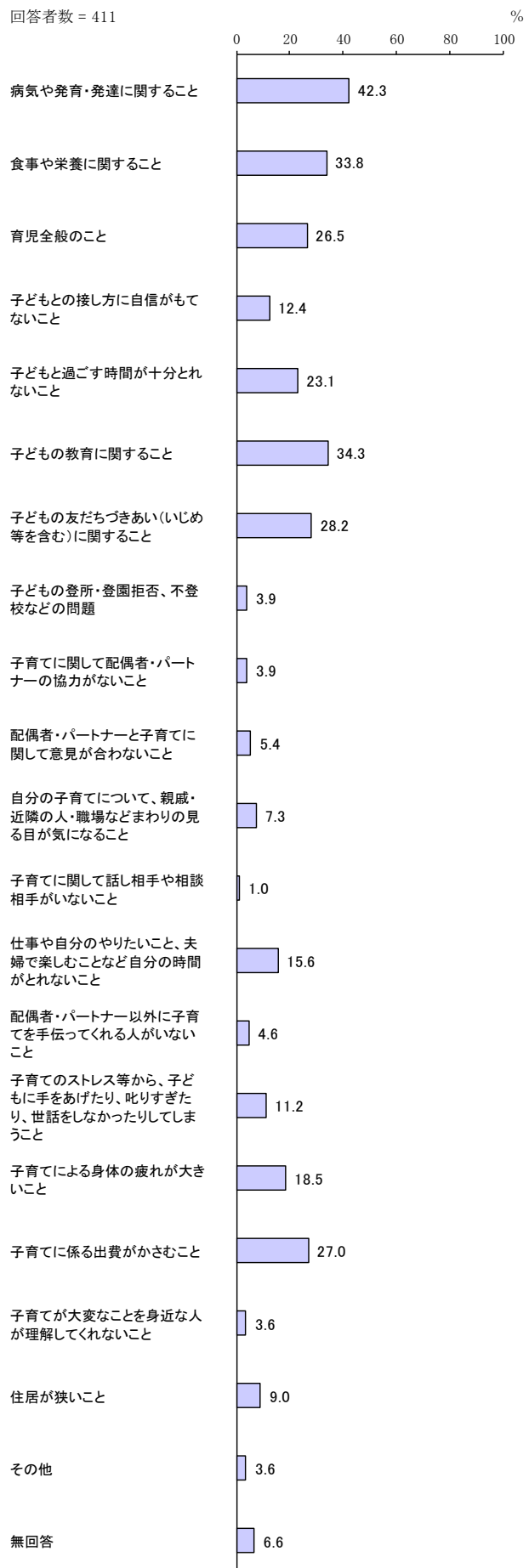
「祖父母等の親族」の割合が90.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が77.8%、「保育士（幼稚園・保育園）」の割合が29.1%となっています。



③ 就学前児童保護者の子育てに関する悩みごと

「病気や発育・発達に関すること」の割合が42.3%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が34.3%、「食事や栄養に関すること」の割合が33.8%となっています。

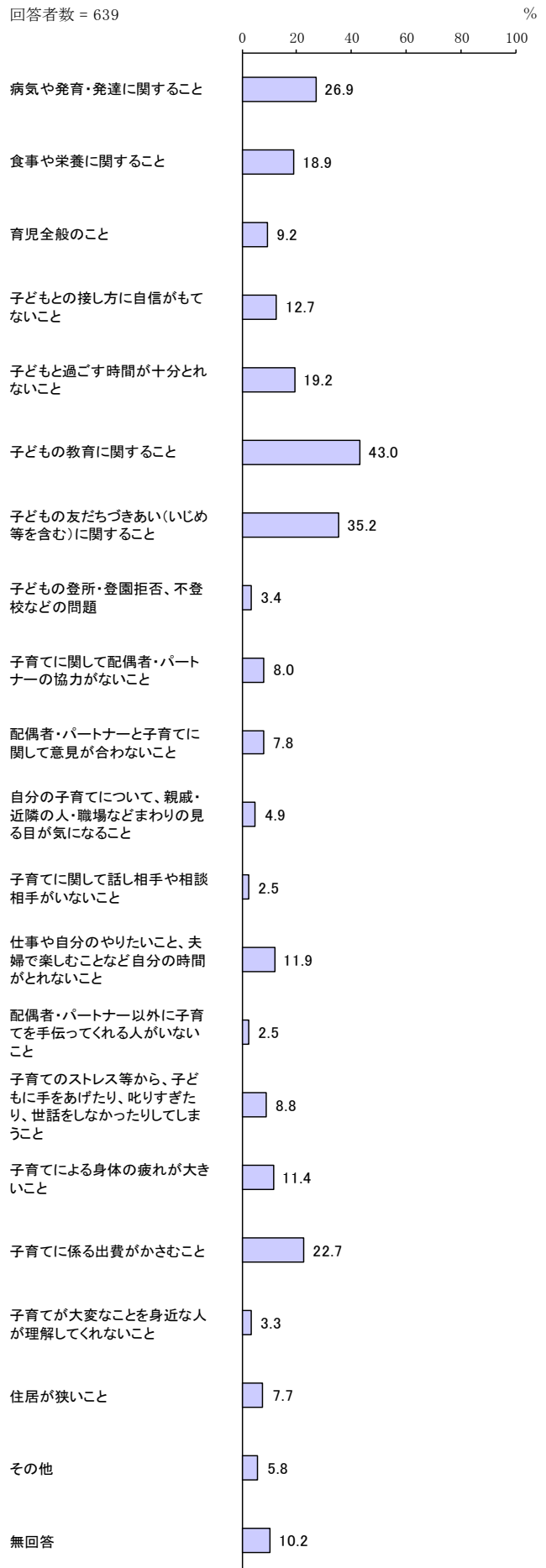
回答者数 = 411



④ 就学児童保護者の子育てに関する悩みごと

「子どもの教育に関すること」の割合が43.0%と最も高く、次いで「子どもの友だちつきあい(いじめ等を含む)に関すること」の割合が35.2%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が26.9%となっています。

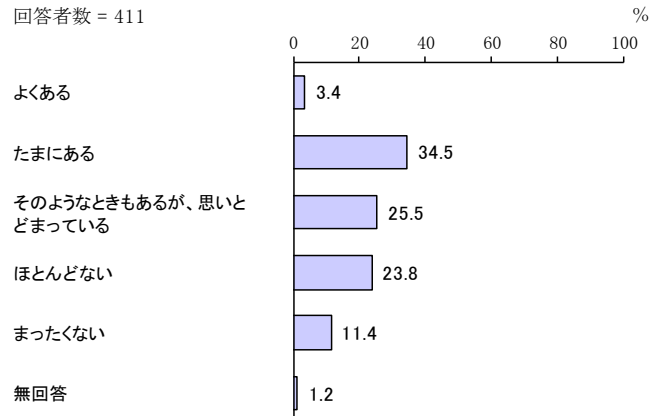
回答者数 = 639



⑤ 就学前児童保護者の思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの世話をしないことの有無

「たまにある」の割合が34.5%と最も高く、次いで「そのようなときもあるが、思いとどまっている」の割合が25.5%、「ほとんどない」の割合が23.8%となっています。

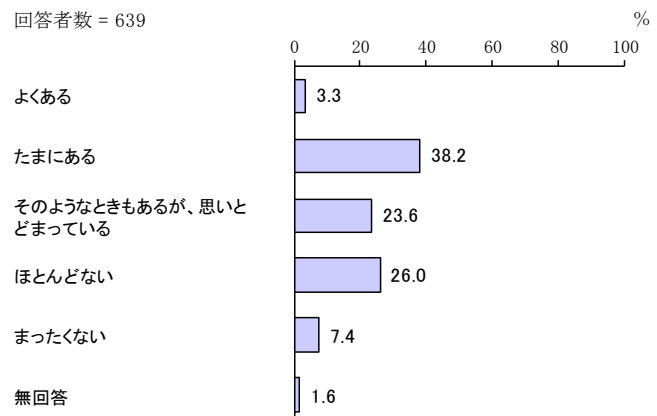
回答者数 = 411



⑥ 就学児童保護者の思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの世話をしないことの有無

「たまにある」の割合が38.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が26.0%、「そのようなときもあるが、思いとどまっている」の割合が23.6%となっています。

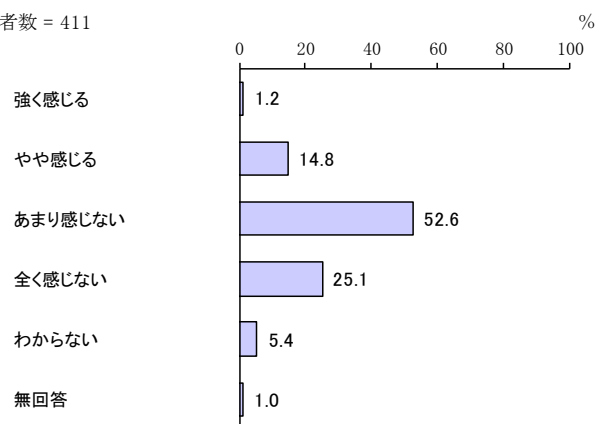
回答者数 = 639



(9) 子育て全般について

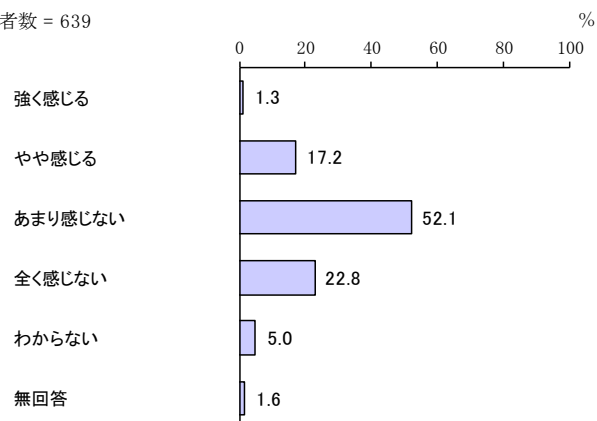
① 就学前児童保護者の日常生活における孤立感

「あまり感じない」の割合が52.6% 回答者数 = 411
と最も高く、次いで「全く感じない」
の割合が25.1%、「やや感じる」の割
合が14.8%となっています。



② 就学児童保護者の日常生活における孤立感

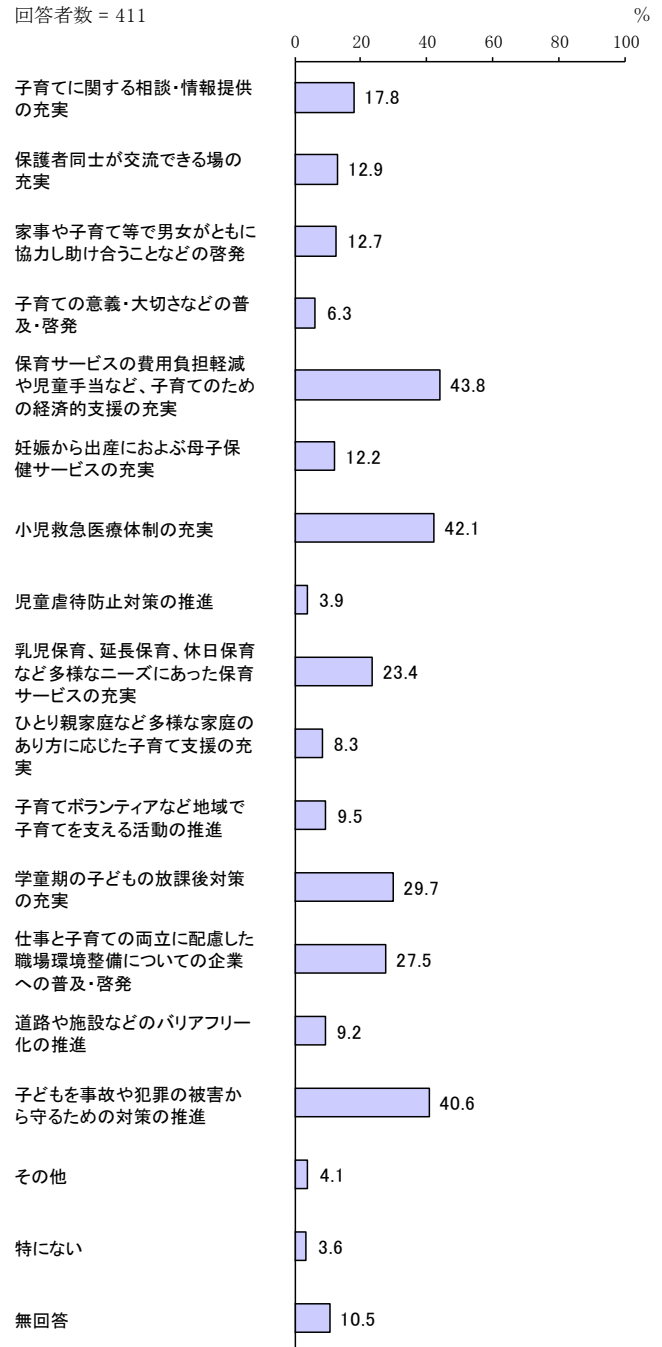
「あまり感じない」の割合が52.1% 回答者数 = 639
と最も高く、次いで「全く感じない」
の割合が22.8%、「やや感じる」の割
合が17.2%となっています。



③ 就学前児童保護者の子育て支援で力をいれてほしいもの

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が43.8%と最も高く、次いで「小児救急医療体制の充実」の割合が42.1%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が40.6%となっています。

回答者数 = 411



世帯の収入別でみると、200万円未満、200～500万円未満で「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が高くなっています。また、200万円未満で「乳児保育、延長保育、休日保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」の割合が高くなっています。

単位：％

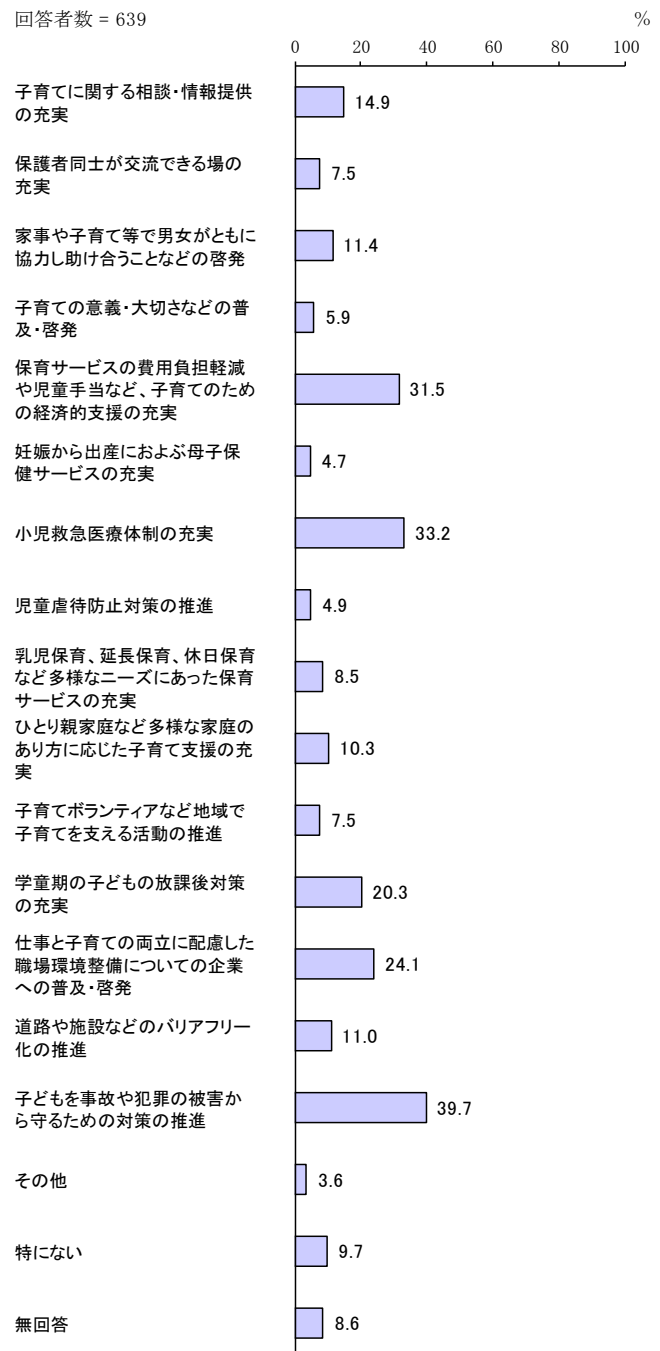
区分	有効回答数（件）	子育てに関する相談・情報提供の充実	保護者同士が交流できる場の充実	家事や子育て等で男女がともに協力し助け合うことなどの啓発	子育ての意義・大切さなどの普及・啓発	保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実	妊娠から出産におよぶ母子保健サービスの充実	小児救急医療体制の充実	児童虐待防止対策の推進	乳児保育、延長保育、休日保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実
200 万円未満	18	11.1	11.1	11.1	11.1	50.0	—	22.2	—	33.3
200～500 万円未満	186	16.1	15.6	12.9	3.8	47.3	14.5	40.9	3.8	23.1
500 万円以上	188	21.3	11.2	13.3	8.5	38.3	11.7	45.7	4.3	23.4

区分	ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実	子育てボランティアなど地域で子育てを支える活動の推進	学童期の子どもの放課後対策の充実	仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業への普及・啓発	道路や施設などのバリアフリー化の推進	子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進	その他	特にない	無回答
200 万円未満	44.4	5.6	27.8	33.3	11.1	33.3	—	—	16.7
200～500 万円未満	8.1	11.8	28.5	29.0	9.1	39.8	7.5	3.8	8.6
500 万円以上	5.3	8.5	32.4	24.5	8.5	41.5	1.6	3.7	11.7

④ 就学児童保護者の子育て支援で力をいれてほしいもの

「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が39.7%と最も高く、次いで「小児救急医療体制の充実」の割合が33.2%、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が31.5%となっています。

回答者数 = 639



世帯の収入別でみると、200万円未満で「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に
 応じた子育て支援の充実」「学童期の子どもの放課後対策の充実」の割合が高くなって
 います。

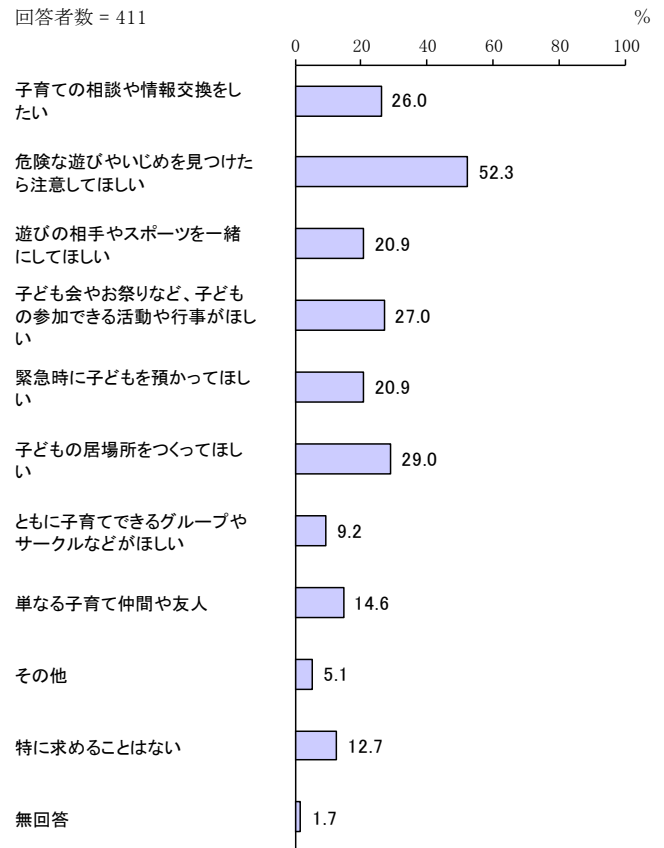
単位：％

区分	有効回答数 (件)	子育てに関する相談・情報 提供の充実	保護者同士が交流できる場 の充実	家事や子育て等で男女がと もに協力し助け合うことな どの啓発	子育ての意義・大切さなど の普及・啓発	保育サービスの費用負担軽 減や児童手当など、子育て のための経済的支援の充実	妊娠から出産におよぶ母子 保健サービスの充実	小児救急医療体制の充実	児童虐待防止対策の推進	乳児保育、延長保育、休日 保育など多様なニーズにあ った保育サービスの充実
200 万円未満	32	9.4	9.4	15.6	—	28.1	6.3	12.5	3.1	12.5
200～500 万円未満	252	14.7	8.3	10.7	5.6	34.1	4.0	32.5	5.2	7.1
500 万円以上	327	15.6	6.4	11.9	7.3	30.6	5.5	36.7	5.2	9.5

区分	ひとり親家庭など多様な家 庭のあり方に応じた子育て 支援の充実	子育てボランティアなど地 域で子育てを支える活動の 推進	学童期の子どもの放課後対 策の充実	仕事と子育ての両立に配慮 した職場環境整備について の企業への普及・啓発	道路や施設などのバリアフ リー化の推進	子どもを事故や犯罪の被害 から守るための対策の推進	その他	特 に な い	無 回 答
200 万円未満	25.0	6.3	28.1	18.8	6.3	43.8	0.0	9.4	18.8
200～500 万円未満	14.3	7.9	20.6	23.4	11.9	38.5	4.0	9.9	8.7
500 万円以上	6.7	7.3	20.5	25.1	10.4	40.4	3.7	8.9	7.0

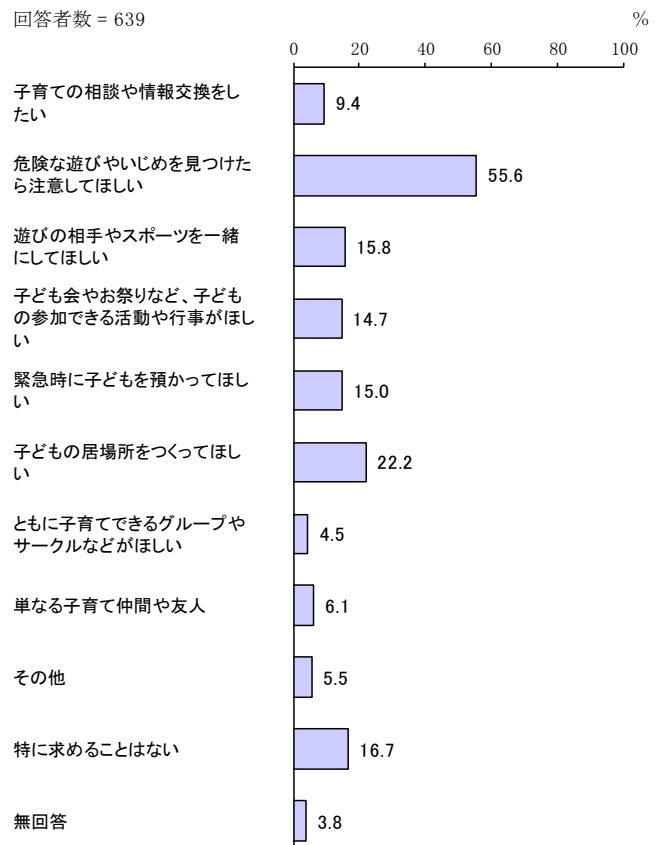
⑤ 就学前児童保護者の子育てをするにあたって、地域に求めること

「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の割合が52.3%と最も高く、次いで「子どもの居場所をつくってほしい」の割合が29.0%、「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい」の割合が27.0%となっています。



⑥ 就学児童保護者の子育てをするにあたって、地域に求めること

「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の割合が55.6%と最も高く、次いで「子どもの居場所をつくってほしい」の割合が22.2%、「特に求めることはない」の割合が16.7%となっています。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画策定にあたり、第1期計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

① 児童の健全育成

少子化の進行により、遊びを通じた仲間関係の形成や、子どもたちの社会性の発達と規範意識の形成が難しくなっています。アンケート調査結果をみると、地域に求めることとして、就学前児童の保護者では、「子どもの居場所をつくってほしい」「子ども会やお祭りなど、子どもの参加できる活動や行事がほしい」の割合が約3割、小学生児童の保護者では「子どもの居場所をつくってほしい」の割合が約2割となっており、各種行事や地域でのふれあいの機会などを通じて、児童の健全育成を進める必要があります。

② 幼児教育をはじめとした、学校教育、家庭教育の支援の充実

アンケート調査結果をみると、日頃悩んでいることとして、「子どもの教育に関すること」の割合が就学前児童の保護者で3割半ば、小学生の保護者では約4割となっており、幼児教育をはじめ、学校教育、家庭教育の支援の充実を図る必要があります。

(2) すべての子育て家庭を支える環境づくり

① 子どもの居場所づくり

本町では幼稚園等や留守家庭児童教室の待機児童は発生していませんが、母親の就労状況についてアンケート調査をみると、5年前と比べ、「以前は就労していたが、現在は働いていない」の割合が減少しており、共働き家庭が増加していることがうかがわれ、多様な保育サービスの充実を図る必要があります。さらに、地域に求めることとして、「子どもの居場所をつくってほしい」の割合も高くなっており、子どもの居場所づくりを推進していく必要があります。

② 子どもの貧困対策の推進

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。アンケート調査では、子育て支援で力を入れてほしいことについて世帯収入別でみると、世帯収入200万円未満において、就学前児童の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「乳児保育、延長保育、休日保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」、小学生児童の保護者では「ひとり親家庭など多様な家庭のあり方に応じた子育て支援の充実」「学童期の子どもの放課後対策の充実」の割合が高く、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが必要です。

③ 児童虐待防止対策の推進

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、子どもに対して思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの世話をしないことの有無について、「よくある」と「たまにある」を合わせた割合が、就学前保護者、就学児保護者ともに約4割となっており、子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

(3) 健やかに生み育てる環境づくり

○ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。

アンケート調査結果をみると、就学前児童の保護者で日頃子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」の割合が3.2%、気軽に相談できる人や場所が「ない」の割合が1.0%とわずかではあるものの、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。さらに、日常生活において孤立感を「強く感じる」と「やや感じる」を合わせた割合は、就学前児童の保護者で1割半ば、小学生児童の保護者で約2割となっています。

本町においては、平成31年4月に揖斐川町子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期の相談等を実施しています。引き続き、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取組が必要です。

(4) 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

○ 子どもの安全

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

アンケート調査では、子育て支援で力を入れてほしいことについて、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が就学前保護者、就学児保護者ともに約4割となっています。

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、地域ぐるみで見守る意識を高める必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、緑豊かな自然の中で、多くの人々の支えとふれあいを通じて、人を思いやることと健やかな心身を育み、子どもが、親が、地域がつながり、かがやきながら成長していくまちづくりをめざし、推進してきました。

本計画では、第1期計画において掲げた「ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり ～ ずっと住みたいまち いびがわ ～」の基本理念を承継し、すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が喜びと生きがいを感じながら子育てできるまちの実現をめざすとともに、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、支えていく環境を整えていきます。

ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり
～ ずっと住みたいまち いびがわ ～

2 基本目標

基本理念に基づき、本町の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本目標として掲げます。

基本目標1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

明日の揖斐川町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭と学校、地域が一体となって子育て支援を行い、子どもの立場に立った、夢のあるまちづくりをめざします。また、次世代の親となる子どもたちに、子どもを生み育てる喜びを伝え、こころあたたかく豊かな人間性を育てていきます。

基本目標2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

親は子育ての第一義的責任を担う者であり、その責任の重さは計り知れません。それを肩代わりすることは誰にもできませんが、支えることはできます。すべての親が喜びを感じながら、安心していきいきと子育てができるよう、多様なニーズに応じた保育・子育て支援策の充実を図るとともに、地域の様々な人々が子どもと子育て家庭をあたたかく見守っていける環境づくりを進めていきます。

また、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、児童虐待などの問題を抱える家庭や、子どもの養育が困難な家庭、ひとり親家庭、障がいのある子どもなどに対し、きめ細かに支援を行っていきます。

基本目標3 健やかに生み育てる環境づくり

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは、だれもが抱く共通の願いです。その実現をめざし、妊娠から出産、学齢期にいたる切れ目のない支援を行うとともに、きめ細やかな母子保健サービスの提供と小児科医療体制の充実に努めます。また、子どもの発達に応じた食育の推進、思春期の子どもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

基本目標4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

外で遊ぶ子どもの声は、まちに彩りを与え、活気づかせます。この為、子どもたちが犯罪や事故・災害の被害者になることなく、安心して快適に暮らせる生活環境を住民と行政の協働により築いていきます。

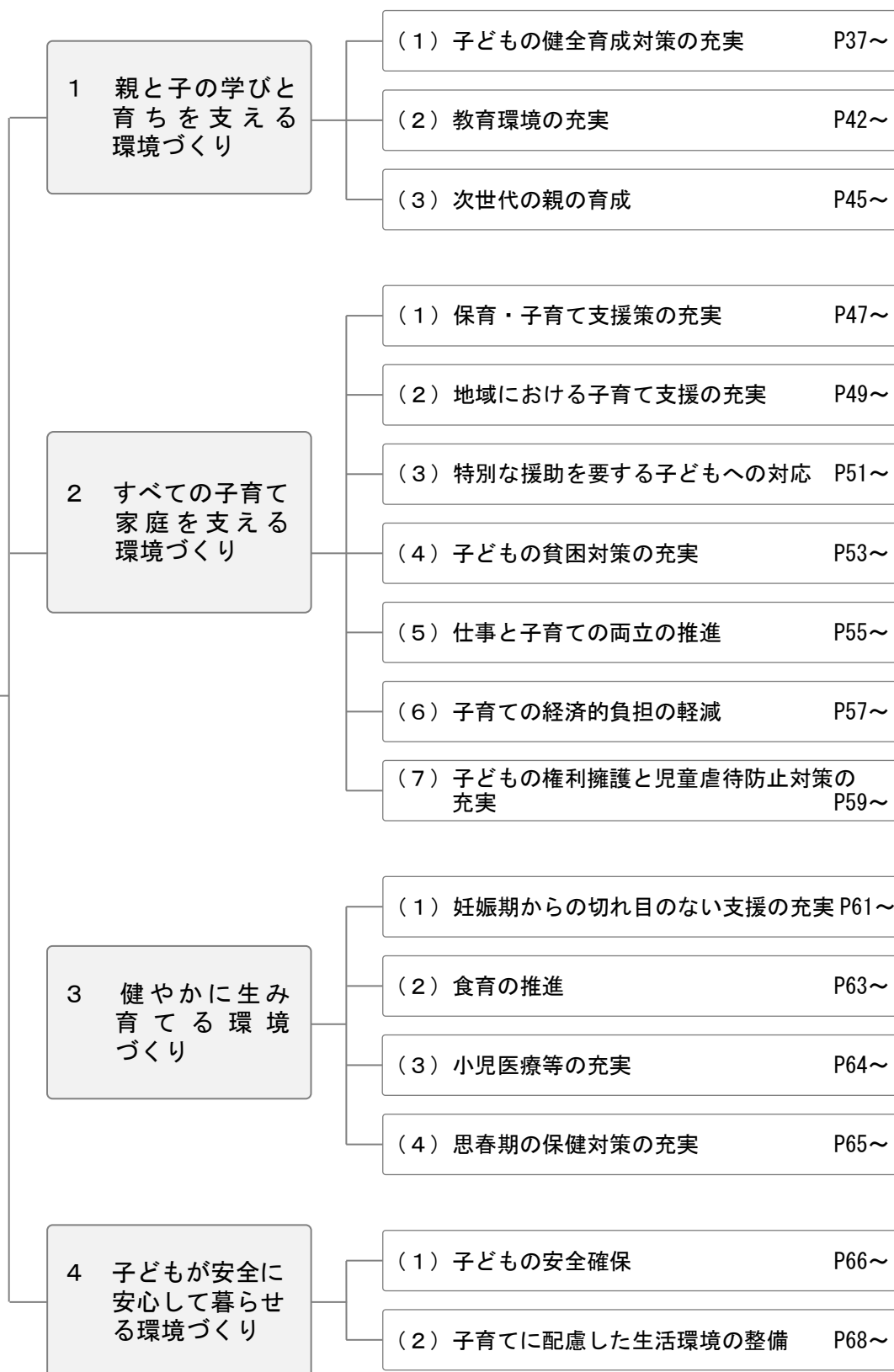
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[推進施策]

ふれあいが育む 子どものほほえみに満ちた まちづくり
ずっと住みたいまち いびがわ



第4章 施策の展開

基本目標1 親と子の学びと育ちを支える環境づくり

推進施策（1）子どもの健全育成対策の充実

様々な体験や多くの人との触れ合いを通じて、地域ぐるみで子どもの健全育成を図ります。

【施策の方向】

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 地域活動の推進 | ② 子どもの居場所の充実 |
| ③ 地域の歴史・環境教育の推進 | ④ スポーツ環境の整備 |
| ⑤ 豊かな感性を磨く活動の充実 | ⑥ 国際意識・理解の促進 |

① 地域活動の推進

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子どもと高齢者の交流促進	高齢者がこれまで培ってきた知識・技能や伝統文化としての昔の遊びを、子どもたちやその親の世代に伝えとともに、高齢者に対する思いやりの心や尊敬の念を深めることができるよう、多世代間の交流を促進します。 ・ 公民館祭りや地区民運動会等における高齢者との交流 ・ 老人クラブや地域のサロンと幼稚園の交流 ・ 子育て支援センターにおける高齢者との交流 ・ 生活科や総合的な学習時間における地域の高齢者による授業 ・ 小中学生によるひとり暮らし高齢者や介護施設の訪問	まちづくり推進課 健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

取組	取組内容	担当課
自然を生かした体験活動の充実	揖斐川町の豊かな自然を次代に伝えていくとともに、自然を愛する心を育むため、自然を生かした活動を積極的に実施します。 ・ 公民館における自然体験教室 ・ 家庭教育学級における木育教室 ・ 新生児への町産材を使用した、町内在住の木工職人による木製品の贈呈 ・ 総合的な学習の時間における米作りや茶摘み、徳山ダム見学等 ・ 「ふじはし星の家」を活用した宿泊体験学習における自然体験	まちづくり推進課 子育て支援課 教育振興課
親子で参加できるイベント・講座の開催	親子が一緒に遊び・学び、他の親子と情報交換することによって、コミュニケーションを図り、親子で楽しむことができる催し物を積極的に開催します。 また、乳幼児から小中学生の各段階に応じて参加できる催し物の企画や実施体制の整備を、地域資源を活用しながら主体的に推進します。 ・ いびがわパパママ子育てフェスタ ・ いびがわ子育て応援団の参画による親子で楽しめる催しの企画・実施 ・ 子育て支援センターにおける子育て親子の交流の場の提供 ・ 授業参観等における親子スポーツや親子工作	まちづくり推進課 子育て支援課 教育振興課
子どもだけで参加できるイベント・講座の開催	小学生、中学生を対象に、異なる年齢の子どもたちが交流しながら、子どもだけで参加できる講座などの充実を図ります。また、子どもたちが自ら企画し、運営できるイベント等の実施を検討します。 ・ 子ども会リーダー研修会 ・ 公民館活動等 ・ 地域交流センター祭り	まちづくり推進課
子ども会の活性化	子どもの手による子ども会活動ができるよう、リーダーの育成、活動に関する情報提供などの支援を、子ども会育成指導者連絡協議会をはじめ関係団体との連携により図ります。 また、リーダーとして活躍できる場の確保について検討します。 ・ 子ども会リーダー研修会	まちづくり推進課
ボランティア体験の充実	誰もが支え合いの意識をもち、気軽にボランティアの担い手になれるよう、地域住民や各種団体と協力して、子どものボランティア体験機会の充実を図ります。 ・ 青少年育成町民会議青少年部会における中高生の活躍の場の確保 ・ 高校生ボランティア団体への支援 ・ 子育て支援センターの行事におけるボランティア ・ いびがわマラソンにおける全中学校でのボランティア体験	まちづくり推進課 健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

② 子どもの居場所の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
安心して遊ぶことができる場の確保	子どもが安心して遊ぶことができる育ちの場、放課後の子どもたちの居場所、あらゆる世代の健康づくりの場、地域住民の交流の場として、住民の意見を聞きながら町が管理する公園の充実を図ります。	建設課
公民館の活用	子どもが天候に左右されず遊ぶことができ、乳幼児をもつ親が子どもとともに交流できるよう、公民館の有効活用を検討します。 ・ 公民館における家庭教育学級	まちづくり推進課
園庭の開放	幼稚園、子育て支援センターが、通常の開園中に園庭を開放することで、乳幼児をもつ親子がふれあう機会の場を提供します。 ・ 子育て支援センターにおける園庭開放 ・ 幼稚園における園庭開放 ・ 出前保育	子育て支援課
留守家庭児童教室の充実	各地域のニーズの動向を把握しながら、地域のニーズに対応していきます。 ・ 留守家庭児童教室の実施 ・ 夏季休暇時の春日小学校区における留守家庭児童教室	子育て支援課
留守家庭児童教室の内容充実	開設日や受入時間の拡充など利用者のニーズに応じた内容の充実を図ります。 ・ 夏季休暇時における留守家庭児童教室	子育て支援課

③ 地域の歴史・環境教育の推進

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
地域を知る講座の開催	子どもたちが自分の生まれ育った地域を大切に思い、暮らし続けたいと思えるよう、地域の伝統文化や自然環境を学ぶ機会の充実を図ります。子どもたちと地域の高齢者が遊び等を通して交流できる参加型講座を開催します。 ・ 乳幼児から高齢者まで参加できる講座 ・ 地域ならではの体験ができる出前保育	まちづくり推進課 子育て支援課

取組	取組内容	担当課
環境教育の推進	子どもたちをはじめ、すべての住民が地域の自然環境を大切にする気持ちと世界的な視野でものを見る力を育むため、社会教育・学校教育の様々な場面で、環境保全への理解や関心を深める機会をつくります。 揖斐川町の自然に誇りと愛着をもち、身近な環境に対して責任をもって行動する態度を育てるため、学校教育活動に自然体験活動や緑化保全活動を位置付け、環境教育を推進します。 ・全小学校における「みどりの少年団」の活動の展開 ・地域の緑化保全活動やボランティア活動への参加促進 ・公民館における木育	まちづくり推進課 教育振興課

④ スポーツ環境の整備

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
スポーツ少年団等への支援	少年期のスポーツ活動は、身体の発達や運動習慣の定着を促すとともに、社会性を養う重要な要素です。近年、団員や指導者の減少が進む中、幅広くスポーツ少年団の活動を支援して、少年期のスポーツ機会の提供に寄与していきます。	まちづくり推進課
生涯スポーツ教室等の充実	町内の中核的体育施設を使用して、幼少期から高齢者まで幅広い住民を対象に、スポーツ教室を展開します。子育ての時期である幼少期においては、それぞれの教室にさらに参加しやすくなるよう、充実を図ります。 ・幼児期におけるスポーツ教室 ・小学生を対象としたスポーツ教室 ・スポーツ教室の短期教室	まちづくり推進課

⑤ 豊かな感性を磨く活動の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
読書活動の推進	本や絵本の読み聞かせを通して、言葉を学び、教養や感性を磨き、表現力や創造力を豊かにするとともに、親子のふれあいを深められるよう、読書活動を推進します。 また、小中学校における学校図書館の整備と児童生徒の読書習慣の定着に継続的に取り組みます。 ・ブックスタート ・幼児園の保護者会幼児読書委員による絵本の貸し出しと保護者の読み聞かせ ・子育て支援センターにおけるすくすく読み聞かせ教室 ・小中学校における委員会活動を軸にした読書活動の推進	まちづくり推進課 子育て支援課 教育振興課
子ども文化・創作活動の推進	子どもの豊かな心と感受性を育むため、芸術に親しんだり、創作活動を行ったりする機会の充実を図ります。 ・子どもの興味関心を高められる夏休み特別教室	まちづくり推進課
豊かな森林を活用した多様な子育て支援の推進	森のようちえんの支援や、木育を行い、子どもたちの多様性を養う取組を推進します。	まちづくり推進課 子育て支援課

⑥ 国際意識・理解の促進

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
幼児教育・学校教育における国際理解の推進	外国人との交流を通して、異文化に関する理解を深め、外国語を介したコミュニケーション能力の育成を図ります。 ・小学校の外国語活動、中学校の英語の授業における、日本人教師とＡＬＴ（外国人指導助手）、ＪＥＴ（日本人指導助手）による授業 ・幼児園におけるＡＬＴとの英語体験	観光文化戦略課 子育て支援課 教育振興課
小中学生交流派遣事業の充実	代表として選ばれた小学生を県外（北海道芽室町、高知県宿毛市）に、中学生を国外（アメリカ合衆国セントジョージ市）に派遣し、親交を深めていきます。揖斐川町のよさを伝え、他の地域の文化や生活習慣を学ぶことを通して、児童生徒は広い視野と国際感覚を身に付けていきます。	まちづくり推進課 観光文化戦略課 教育振興課

推進施策（２）教育環境の充実

幼少期からの教育環境の充実を図るとともに、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな身体を育成する教育を推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

【施策の方向】

- | | |
|-------------|------------|
| ① 幼児教育の充実 | ② 学校教育の充実 |
| ③ 教育・保育の連携 | ④ 相談・支援の充実 |
| ⑤ 家庭教育支援の充実 | |

① 幼児教育の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
幼児教育の推進	幼稚園、幼稚園でともに求められている基礎となる幼児教育とは、生きる力の基礎を育むため（１）知識及び技能の基礎（２）思考力、判断力、表現力の基礎（３）学びに向かう力、人間性等の資質・能力を一体的に育むように努めるものです。そのためには、教育・保育内容、職員の研修などのさらなる充実を通して、幼児教育の振興に努めます。	子育て支援課
創意工夫した幼児教育の促進	保育所保育指針や幼稚園教育要領改定に伴い、特色ある園づくりが大きな課題となっています。地域ごとに児童の実態や地域資源を踏まえて、創意工夫し、特色のある地域ならではの園づくりを検討します。	子育て支援課

② 学校教育の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
教職員の資質・指導力の向上	学校における教育指導を充実させるため、教職員の資質・指導力の向上を図り、学校の教育水準を保障できる人材を育成します。 ・ 県教育委員会及び揖斐郡教育研修センターが実施する各種研修会 ・ 地域の実態や学校のニーズに応じた町独自の研修	教育振興課

取組	取組内容	担当課
特色ある教育活動の推進	地域に根ざした学校づくりを推進するため、児童生徒の実態や地域の特性を生かした教育活動を展開します。 ・ 地域の教育資源の活用 ・ I C Tの利用 ・ 学校図書館教育の充実 ・ 体験活動の充実	教育振興課
道徳教育・人権教育の充実	あらゆる学校教育活動において基本的な生活習慣や善悪の判断力を培い、人と人とのふれあいの中で、道徳性や社会性が自然に身につくように努めます。また、子どもたちが、お互いをかけがえない存在として尊重し、お互いの個性を認め合う心を育て、差別や偏見がなくなるよう、学校と地域の連携による人権教育を進めます。 ・ 道徳の教科化に伴う道徳的实践力を身に付ける指導 ・ 学校における人権宣言等、地域と連携しながらの人権教育の実践	教育振興課
特色ある学校づくりの推進	学校の特色を最大限活かした活動が推進されるよう、「学校提案型教育研究推進」として位置付けて積極的に支援します。 ・ 地域の伝統となっている太鼓や踊りなどを継承する活動 ・ 棚田や茶畑を使った体験活動 ・ 自然環境を活かしたスキー学習	教育振興課
豊かな体験活動の推進	自然環境に恵まれた地域資源を積極的に活用し、児童生徒が地域をフィールドにした体験活動に取り組み、情操や人間性を豊かにする教育を推進します。 ・ 小学5年生、中学1年生における「ふじはし星の家」での宿泊研修	教育振興課

③ 教育・保育の連携

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
幼児教育に関する交流	異なる制度のもとで幼児教育に関わってきた幼稚園、幼稚園及び小学校の情報を共有できる体制をつくります。	子育て支援課 教育振興課
福祉教育の充実	高齢者や障がい者との交流活動や体験学習等を通し、児童生徒の福祉への関心を高めていくため、幼少期から福祉教育の充実を図ります。 ・ 青少年育成町民会議におけるラジオ体操 ・ 幼稚園、小中学校から高齢者や障がい者施設への訪問 ・ 運動会、敬老会等の行事を通じたふれ合い活動、交流活動	まちづくり推進課 健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

取組	取組内容	担当課
教育・保育の交流の機会の充実	保育士や幼稚園、小学校の教諭が同じ場で教育の方向性について話し合ったり、情報を交換したりできる交流の機会を充実します。	子育て支援課 教育振興課
学校間及び校種間の連携強化	本町は、町内各地域に幼稚園、小学校、中学校、県立高校などが設置されており、各園・学校が相互に交流したり連携を強化したりすることを通して、園児、児童生徒がふれあいを深め、健全育成に取り組めます。 ・ 幼稚園と小学校の交流 ・ 子育て支援センターにおける中学生と乳幼児との交流 ・ 小学校における合同観劇会 ・ 中学校における授業交流、合唱交流会 ・ 揖斐高等学校と各中学校とが連携した中高一貫教育の推進 ・ 揖斐高等学校で行われるサマースクール・体験学習への中学生の参加 ・ 揖斐高等学校の教師による中学3年生への学習面談	子育て支援課 教育振興課

④ 相談・支援の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
いじめや不登校などへの対応	子どものこころの問題は、学校だけではなく地域全体で取り組むべき問題であり、学校、家庭、自治会、子ども相談センター等、関係機関が協力し取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。 中学生教育委員会における「生徒会サミット宣言」や、各学校で人権週間に合わせて毎年行う「ひびきあいの日」の取組など、児童生徒の目線でも、みんながお互いを思いやって学校生活を送ることができるよう工夫していきます。	教育振興課
各種相談機関の充実	いじめや不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため教育相談、適応指導教室の充実に努めます。また、日ごろの児童生徒の悩みを共有するため、定期的にアンケートを実施するなど、悩みの解決に努めます。	教育振興課

⑤ 家庭教育支援の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育て講演会・教室の開催等	本来家庭がもつ教育力の向上を図るため、幼稚園、幼稚園、公民館、子育て支援センターなどを活用して、子育て講演会・教室などを開催します。 そして、幼稚園、幼稚園で支援が必要と考えられる保護者・養育者の掘り起こしに努めます。 ・子育て支援センターにおける食育講座や、読み聞かせ講座等、育児講座などの子育て支援に関する講座の開催等 ・幼稚園、幼稚園における講演会（公開）	まちづくり推進課 子育て支援課
家庭教育学級の開催	少子高齢化、地域のつながりの希薄化などにより、孤立しがちな親の子育て不安・悩みの解消のため、公民館、幼稚園、小中学校と連携して、親の学びの場及び仲間づくりの場となる家庭教育学級を開催します。	まちづくり推進課

推進施策（３）次世代の親の育成

子どもたちが、次世代の親として子どもを生み育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めていきます。

【施策の方向】

- ① 若い世代の子育て意識の醸成 ② 若い世代の自立促進

① 若い世代の子育て意識の醸成

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
中高生の保育体験の促進	乳幼児を対象とした事業でのふれあい体験や幼稚園、幼稚園での保育体験を実施します。保育体験を通して、乳幼児に関する知識や関心を深めるとともに、子どもに慕われる喜びを感じたり、感動したりすることができるよう、次世代の親として自立する力を身につける支援に努めます。	子育て支援課 教育振興課

取組	取組内容	担当課
性教育の充実	思春期の子どもが、妊娠・出産・育児など子育てに関する知識や子どもを生み育てることの意義、親になることの大切さを学ぶための性教育等を充実します。	教育振興課
親づくりのための支援	中高生による保育体験をはじめ、いのちの教室、生涯学習における親であるための講座の開催など、各世代、段階に応じた親づくりに向けた学習機会を提供します。 ・子育て支援センターにおける親のための講座 ・中学生による保育体験	子育て支援課 教育振興課

② 若い世代の自立促進

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
若者の自立意識啓発	若者が自分の力でたくましく生きていくために、職業意識や自立意識をもてるよう、教育をはじめ様々な場面で啓発を行います。	子育て支援課
職業体験の充実	在学中から職業意識を形成することは、将来の適切な職業選択につながるため、総合的な学習の時間などを通して中学生の職業体験を推進し、社会のしくみや働くことの意義を学ぶ場を設けます。 ・日本サッカー協会による夢の教室の実施によるキャリア教育の推進 ・中学校の総合的な学習の時間等における職業体験	教育振興課
若者の就労支援	公共職業安定所など関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。 ・町内居住者の雇用者に対する助成	政策広報課 産業振興課

基本目標 2 すべての子育て家庭を支える環境づくり

推進施策（１）保育・子育て支援策の充実

多様な保育ニーズに対応するとともに、子ども自身のしあわせを第一に考えながら子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の方向】

- ① 保育サービス等の充実
- ② 緊急時における子育て支援の充実
- ③ 保育・子育て支援に関する情報提供の充実

① 保育サービス等の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
低年齢児保育の拡充	0～2歳児を対象とした低年齢児保育については、年度途中の受け入れなど、利用しやすい環境の整備に努めます。	子育て支援課
延長保育の拡充	11時間を超える保育については、町内2園において実施していますが、利用者の様々なニーズの動向を把握しながら、対応を検討します。	子育て支援課
私立幼稚園の預かり保育の促進	利用者ニーズの動向を把握しながら、通常の教育時間終了後も引き続き園児が過ごせるように、私立幼稚園の預かり保育を促進します。	教育振興課
一時預かり保育の拡充	保護者の疾病、就労、冠婚葬祭等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに利用できる一時預かり保育を町内1園において実施していますが、今後、利用者のニーズの動向を把握しながら、対応を検討します。	子育て支援課
病児・病後児保育の推進	病気又はその回復期の子どもをもつ保護者の子育てと就労の両立を支援するために、医療機関等と連携を図りながら、町内外の施設を含め広域で対応できるよう、体制を整備しています。	子育て支援課

② 緊急時における子育て支援の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）事業の推進	保護者の疾病、仕事等によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、保護者の暴力等により緊急一時的に家庭外での児童の保護を必要とする場合など、その児童を実施施設において保護し、生活指導・食事を提供するなど、利用者ニーズに対応できるよう、関係機関などと連携強化を図ります。	子育て支援課

③ 保育・子育て支援に関する情報提供の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
インターネットによる情報提供	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも簡単に得られるように、子育て支援ホームページを充実させます。	健康福祉課 子育て支援課
子育て情報ガイドブックの作成	子育てに関する本町の広範な情報が得られるように、福祉、教育、保健、医療など多様な分野にわたる情報をまとめたガイドブックを作成し、定期的な見直しを行います。	子育て支援課

推進施策（２）地域における子育て支援の充実

幼少期の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談、子育て支援に関する情報提供のできる場として、子育て支援センターの充実を図るとともに、地域等と連携を図りながら、地域における子育て支援の充実を図ります。

【施策の方向】

① 子育て支援センターの充実

② 住民主体の子育て支援

① 子育て支援センターの充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育て支援センターの充実	幼少期の親子が安心して過ごせる場、仲間づくりができる場、育児相談、子育て支援に関する情報提供のできる場として、子育て支援センターは、地域における子育て不安解消のための重要な拠点です。住民が気軽に利用できるよう、環境の整備や内容の充実を図ります。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育てなどに関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	子育て支援課
公民協働の地域子育て支援体制の推進	地域の私立幼稚園が行う相談事業、地域開放事業をはじめ民間の地域子育て支援活動への支援・連携を強化し、公民協働の地域子育て支援体制を推進します。	子育て支援課

② 住民主体の子育て支援

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子育てサロンへの支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサロンの開設を推進します。また、おもちゃの貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	子育て支援課

取組	取組内容	担当課
子育てサークルのネットワーク化	子育てサークル間のネットワーク化を図り、情報の共有化や交流会の実施などを通して活動の活性化を図ります。	子育て支援課
子育て支援ボランティアの育成	子育てサロンにおける相談や、母子保健事業への協力、イベント開催時における託児等、子育て支援にかかわるボランティアを呼びかけるとともに、その活動を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動を、町内だけではなく、広域的に実施できるように推進します。	子育て支援課
地域子育て支援の協力要請	地域における子育て支援体制の構築をめざし、子育て家庭が抱える問題を住民が理解し、地域全体の問題として捉えられるよう、情報提供や啓発を行うとともに協力を要請します。	健康福祉課 子育て支援課

推進施策（３）特別な援助を要する子どもへの対応

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図るなど、障がい児や多子世帯等、特別な援助を要する子どもとその家庭への支援を行います。

【施策の方向】

- ① 障がいのある子どもの保育・教育の充実
- ② 障がいのある子どもへの補装具・日常生活用具費の支給
- ③ 多子世帯への支援の充実

① 障がいのある子どもの保育・教育の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
障がいのある子どもをもつ保護者への支援	親の精神的な負担を軽減し、親子が向き合う上で継続的な心の支援が必要となります。そのため、訪問指導、相談、ピアカウンセリング等での相談体制や障害児相談支援事業の充実に努め、子どもの成長段階において切れ目のない、親子がともに成長できる地域療育システム体制をはじめとした支援体制の整備を図ります。 揖斐川町特別支援教育フォーラムなどにより、特別支援教育に携わる関係者や保護者を対象にした講演会や座談会等を開催し、関係機関と保護者の出会いの場・つながりの場を提供し、障がいのある子どもの保護者への直接的なサポートが充実するようにしていきます。 また、定期就学相談会などを開催し、専門機関の担当者や学校の特別支援コーディネーターが相談員となって、保護者からの相談に応じるようにしていきます。 小中学校の特別支援学級に在籍、または、児童生徒の障がいの程度により、保護者に対して、所得等の状況に応じて学用品等の購入に要した費用の一部を支援します。	健康福祉課 子育て支援課 教育振興課
障がい児保育の充実	障がいのある子どもと一緒に保育する統合保育を推進し、子どもの発達を促進するとともに、相互理解によるノーマライゼーション理念の浸透を図ります。また、重度の障がいのある子どもも地域の中で安心して保育が受けられるよう、保育士等職員の研修会への参加や勉強会の開催等により、関係機関との連携を図りながら、その職員の指導力・専門性の向上を図ります。	子育て支援課

取組	取組内容	担当課
特別支援教育の充実	児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図り、一人ひとりの障がいの程度に応じ社会的自立の力を育成します。また、障がいのある児童生徒の体験学習、校外学習等を促進し、社会生活に必要な知識や技能の習得を積極的に支援していきます。 各学校において、特別支援教育に必要とする支援員や補助員などを積極的に配置するなど、通常学級において支援を要する児童生徒のニーズに応じたサポート体制を充実させていきます。	教育振興課
児童発達支援の推進	幼児期は成長するための基礎（土台）づくりとして、大切な時期ととらえ、子どもの様子や保護者の心配事などを理解し、内面の発達や人との関わり方など、必要な支援を保護者と一緒に考え、個別指導・集団指導など、その子どもに適したプログラムによりサポートするとともに、各幼児園などとの連携を図りながら、取り組んでいきます。 ・ いびがわアップルにおける児童発達支援	健康福祉課 子育て支援課
障がいのある子どもの社会参加	障がいのある子どもが外出や余暇活動等の社会参加をするための外出支援として、移動支援事業を充実させます。	健康福祉課

② 障がいのある子どもへの補装具・日常生活用具費の支給

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
補装具費の支給	障がいのある子どもが身体機能を補充、代替するために購入する補装具（車いすなど）費用の一部を支給します。	健康福祉課
日常生活用具費の支給	障がいのある子どもの日常生活がより円滑に行われるために必要な用具（紙おむつなど）費用の一部を支給します。	健康福祉課

③ 多子世帯への支援の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
第2子以降への保育料の支援	町の少子化対策として、多子世帯の子育て費用の経済的負担軽減を図ることを目的として、第2子以降の児童の幼児園等に係る保育料を無料化します。	子育て支援課
多胎育児への支援	多胎育児は、より多くの負担がかかり、心身ともに疲れることから、心のサポートをするための相談事業や負担軽減につながる取組など、支援の推進に努めます。	健康福祉課 子育て支援課

推進施策（４）子どもの貧困対策の充実

子どもの貧困が社会的な問題となっている中、「貧困の連鎖」によって、子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策の充実を図ります。

【施策の方向】

- ① ひとり親家庭の自立支援の推進 ② 生活支援
- ③ 就労自立支援 ④ 経済的支援

① ひとり親家庭の自立支援の推進

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
ひとり親家庭への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援として、保育サービスの充実、職業訓練の情報提供、関係機関と連携した相談体制の強化と就労支援に努めます。	政策広報課 子育て支援課

② 生活支援

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
相談体制の充実	主任児童委員や民生委員・児童委員、家庭児童相談員等によるひとり親家庭への相談・支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 子育て支援課
児童入所施設への入所措置に係る相談	経済的な状況やDV等により児童の養育が十分に行うことができない母子を入所させ、自立の促進など生活を支援するための、窓口相談、県などの関係機関との連携に配慮します。	健康福祉課

③ 就労自立支援

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
生活困窮者の就労支援	生活困窮により相談に来庁された人に対し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などにつなげ、関係機関と連携し、生活の安定のための支援を行います。	健康福祉課

④ 経済的支援

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、必要な経費の一部を支給します。教育の機会均等の保持に努めることで、将来への可能性を伸ばし、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、学校がプラットフォーム（基盤）となって取り組みます。	教育振興課

推進施策（５）仕事と子育ての両立の推進

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるうえで、仕事と子育ての両立支援は重要であり、そのため、男女共同参画意識の醸成や、育児・介護休業制度等の普及・促進を図ります。

【施策の方向】

- ① 男女ともに関わる子育ての推進 ② 育児・介護休業制度等の普及促進
- ③ ワーク・ライフ・バランスの実現の推進
- ④ 育児中の母親の再就職支援

① 男女ともに関わる子育ての推進

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
男女共同による子育て等の推進	子育てをはじめ介護や家事全般について、性別による役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った意識を高めるための教育やPRを、地域、学校、職場など様々な場において進めます。 ・第2次男女共同参画プランに基づく、男女共同に関する意識の醸成 ・多様な選択を可能にするキャリア教育	政策広報課 健康福祉課 子育て支援課 教育振興課
男性の子育て参加の促進	男性の子育てや家事などへの参加を促すため、男性を対象とした料理教室や父親も参加できる育児教室を企画します。 ・岐阜県版父子手帳の交付 ・パパママ教室	健康福祉課

② 育児・介護休業制度等の普及促進

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
育児・介護休業制度等の情報提供	育児・介護休業制度に関する正しい知識や情報の提供に努めるとともに、企業に対し、育児・介護休業を取得し職場復帰がしやすい環境整備を要請します。父親の育児参加を進めるため、男性にも育児休業制度の取得の周知啓発を推進します。	政策広報課 産業振興課
育児・介護休業を取得した人の職場復帰への支援	育児・介護休業取得者の代替要員を確保し、育児・介護休業取得者を現職等に復帰させた事業主に支給される、育児・介護休業者代替要員確保等助成金などの制度についてPRします。	政策広報課 産業振興課

③ ワーク・ライフ・バランスの実現の推進

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けて、住民、事業所などに対して、男性の子育てへの参加、事業所の子育て家庭への支援等について啓発します。	政策広報課 子育て支援課 産業振興課
一般事業主行動計画の策定支援	101人以上の事業主はもとより、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供や相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけます。	子育て支援課 産業振興課

④ 育児中の母親の再就職支援

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
再雇用・再就職のための情報の提供	出産や子育てにより一時退職した人の再就職を支援するために、町内の事業者に対し、育児・介護休業法に基づく厚生労働大臣の指定法人である（財）21世紀職業財団が行う両立支援に関する事業主等に対する助成金等や相談に関する情報を提供します。	政策広報課 産業振興課
再雇用制度のPR	育児・介護休業制度の定着をはじめとする環境整備を働きかけるとともに、再雇用制度の導入のためのPRを行います。	政策広報課 産業振興課

推進施策（６）子育ての経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給または助成を実施します。

【施策の方向】

- ① 各種手当等の支給
- ② 保育料・教育費の負担軽減
- ③ 医療費等の負担軽減

① 各種手当等の支給

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当などについて、制度の周知に努めます。	健康福祉課 子育て支援課
すこやかベビー祝金の支給	子どもを安心して産み育てることができるための町独自のサービスです。保護者に対し、「すこやかベビー祝金」（地域振興券）を支給します。	子育て支援課

② 保育料・教育費の負担軽減

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
保育料の無償化	幼稚園、幼稚園などを利用する３～５歳までのすべての子どもたちの保育料が無償化されています。０～２歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として、保育料が無償化されます。	子育て支援課 教育振興課
幼稚園等、小中学校の給食費無償化	幼稚園等と小中学校の児童生徒の給食費無償化を実施しています。	子育て支援課 教育振興課
小中学生への就学援助	小学校、中学校に入学する児童生徒に対し応援金（地域振興券）を贈り、小中学生の就学を援助します。	教育振興課
小中学生の修学旅行費の支援	小中学校在籍の児童生徒に係る修学旅行費の一部を町が負担します。	教育振興課

③ 医療費等の負担軽減

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
乳幼児・児童生徒 医療費の助成（無料化）	0歳から高校卒業までの子どもの医療費の自己負担を無料とします。	住民生活課

推進施策（７）子どもの権利擁護と児童虐待防止対策の充実

子ども一人ひとりの権利を守り育むため、児童の権利に関する条約に基づき、子どもの人権に関する啓発を行うとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図ります。

【施策の方向】

- ① 子どもの人権に関する啓発
- ② 児童虐待防止ネットワーク等の充実

① 子どもの人権に関する啓発

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子どもの人権に関する啓発	子どもの人権に対する意識を高めるため、「子どもの権利条約」の趣旨の啓発・普及に努めるとともに、「子どもの人権110番」等の子どもの人権擁護への取組の周知や、人権擁護委員と連携した啓発を行います。 ・子どもの人権110番等、人権擁護への取組の周知 ・幼稚園、小学校における人権擁護委員による人権創作劇の上演 ・障がい児の人権に関する啓発 ・オレンジリボン運動に関する啓発	総務防災課 健康福祉課 子育て支援課
人権教育の推進	学校教育の場はもとより社会教育、地域活動など様々な場面において、人権教育を推進し、住民一人ひとりが人権を尊重することを自然に受け入れることができる地域づくりをめざします。 特に、学校教育においては、道德教育をととして人権感覚を高めるとともに、「ひびきあいの日」を設けて人権について考え行動する機会を、すべての学校で位置付けて実践しています。日常的には、児童生徒が相互の「よいこと見つけ」などをして、互いのよさを認め合う取組にも力を入れていきます。 ・人権に関する講演会 ・「ひびきあいの日」における人権について考え行動する機会	総務防災課 まちづくり推進課 健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

② 児童虐待防止ネットワーク等の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
児童虐待の予防啓発 および早期対策	地域と関係機関が連携して、住民に対し児童虐待を発見した場合の通報義務についての啓発に取り組み、早期対策につなげます。 特に、幼稚園、学校生活において虐待の疑いがある場合は、躊躇することなく、関係諸機関へ連絡するとともに、通告義務があることを周知し、早期発見・早期対策を講じるように努めていきます。	健康福祉課 子育て支援課 教育振興課
児童虐待防止ネット ワークの強化	幼稚園、幼稚園、学校、保健センター、民生児童委員・主任児童委員、子育て支援センター、子ども相談センター等の関係機関におけるネットワークを強化し、児童虐待の防止、早期対策、援助などの総合的な取組を推進します。また、被害にあった子どもに対する専門家のカウンセリング等の支援体制の迅速な対応によって重篤化を防ぎます。 町内外の関係諸機関の連携により、日常的に情報共有をしたりケース会議を定期的開催したりすることによって、児童の安全安心を最優先した取組に徹することに努めていきます。 ・ 子ども相談センター、子育て支援課・子育て支援センター、健康福祉課、保健センター、教育振興課、警察等による定期的な会議を通じた情報共有、支援の方向性の確認 ・ 面接や電話を通じて母子の状況を継続的把握 ・ 揖斐川町虐待等対策地域協議会の開催	健康福祉課 子育て支援課 教育振興課
DVの防止と家族への 支援	子どもの権利擁護の観点から、女性相談センター等との連携を図り、DVが子どもに与える影響を最小限にとどめるとともに、被害に遭遇した子どもへの精神的なケアなど必要な支援を行います。 学校教育においては、DVを受けている児童や保護者が安心して生活ができるよう、関係諸機関と連携を図り、その都度適切な措置が講じられるよう、最大限配慮することに努めていきます。	健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

基本目標 3 健やかに生み育てる環境づくり

推進施策（１）妊娠期からの切れ目のない支援の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【施策の方向】

- ① 安全な妊娠と出産の確保
- ② 母子の健康の保持と増進
- ③ 保健指導・教室・相談体制の充実

① 安全な妊娠と出産の確保

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
パパママ教室の充実	出産を迎える男女に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりの場とすることに重点を置いて、パパママ教室を開催していきます。対象は妊産婦とその夫とし、出産・子育てにあたっての心構え、必要な知識・技術についての講義や栄養・歯科指導等を行うなど、妊娠から産後まで継続的に支援します。また、各種サービスや地域の中の子育て支援について周知を図ります。	健康福祉課
妊婦健康診査の充実	安全な出産のため、妊婦健康診査の充実を図り、受診率の向上を図るためのPRを行います。また、受診状況を把握し、電話等で連絡を行うなどの支援を実施し、妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を行います。	健康福祉課
訪問指導の充実	妊産婦の健康管理と出産後の育児不安の軽減を図るため、妊婦には妊婦健診結果等を基に必要な応じて訪問し、産婦には２週間で電話連絡を行い、産後２か月頃までに全戸訪問を行います。	健康福祉課

② 母子の健康の保持と増進

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
乳幼児健康診査の充実	乳児（４か月児・１０か月児）・１歳６か月児・３歳児を対象とした乳幼児健康診査の内容の充実を図ります。また、育児放棄、虐待、発達の遅れなどが未受診の理由である場合が考えられることから、受診勧奨および未受診児のフォローに努めます。健康診査後は幼児教室や乳幼児相談等の紹介を行い、子育て支援センターや各幼児園・保育園等と協力しフォローに努めます。	健康福祉課
感染症の予防	感染症予防のため予防接種が安全に受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、予防接種についての正しい知識の普及に努めます。また、未接種者に対して、接種勧奨の通知を行います。	健康福祉課
乳幼児相談の充実	乳幼児の発達確認や相談の場であるとともに、親同士の交流や情報交換の場となるような雰囲気づくりに努めます。また、落ち着いて相談ができる雰囲気づくりに努めます。	健康福祉課

③ 保健指導・教室・相談体制の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
離乳食教室の充実	離乳食の基礎知識について学習し、「食」の大切さを学ぶ場とします。また、離乳を進める際の「目安」を内容・量で示し、基準に合わせた画一的なものにならないよう進めます。	健康福祉課
おやこ料理教室の実施	親子が楽しみながら料理づくりを体験し、「食」の大切さを学ぶ場として、おやこ料理教室を実施します。	まちづくり推進課 健康福祉課
幼児教室の充実	療育指導員や歯科衛生士等の専門家による、子どもとの関わり方、遊び方、虫歯予防等を内容とした幼児教室の充実を図ります。また、乳幼児健康診査後のフォローの場としても活用します。	健康福祉課 子育て支援課
相談体制の充実	子育て家庭における育児不安や孤立感を解消するためには、身近なところに気軽な相談相手や相談窓口があることと同時に、専門性を備えた信頼できる相談機関が求められます。子育て全般、子どもの発達、教育など様々な相談に的確に対応できるよう、幼児園、幼稚園、子育て支援センター、保健センター、学校等の相談体制の強化・連携を図ります。	健康福祉課 子育て支援課 教育振興課

推進施策（２）食育の推進

子どものころから望ましい食習慣を身につけ、生活習慣病の予防をしていくため、妊娠・出産期からライフステージに応じた食育を推進します。

【施策の方向】

① 妊娠期からの生涯を通じた食育の推進

① 妊娠期からの生涯を通じた食育の推進

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
妊娠期の食育	妊婦の食生活については、胎児の健康を大きく左右することから、望ましい食生活が実践できるよう啓発を進めます。	健康福祉課
乳幼児期の食育	乳幼児期の食事は、体をつくるとともに精神的な発達にも密接に関わってきます。正しい栄養の取り方や食習慣が身につくよう、乳幼児期における食育の啓発を進めます。	健康福祉課 子育て支援課
幼児園、幼稚園における食育	保護者から離れてはじめて生活する場である幼児園、幼稚園において、教育の一環として食に対する基本的な知識が身につくよう、食育の啓発を進めます。	健康福祉課 子育て支援課
学校における食育	栄養教諭が中心となって、栄養の基礎知識や食が健康に及ぼす影響に関する学習はもとより、安全な食品の生産や調理と栄養の関係など「食」に関する幅広い知識・技術の習得を、学校教育において推進していきます。学校給食を有効な教材として活用し、食や食材に関する興味・関心を高めるとともに、日常的に食に関するマナーを身に付けるようにしていきます。 また、家庭における食育に関する実践力が身に付くように、食育マイスターをはじめとする食事作りのお手伝いの機会が増えるよう啓発していきます。	教育振興課
地域における食育	食生活改善連絡協議会など関係団体等と連携しながら、地域における栄養や食生活に関する学習機会を充実させます。男性や子どもが気軽に参加できる料理教室など、楽しみながら「食」について学べる機会をつくります。	健康福祉課

推進施策（３）小児医療等の充実

安心して子育てができる環境として、小児医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制を整えるため、小児医療体制の充実を図るとともに、不妊治療等への支援を進めます。

【施策の方向】

① 救急医療体制の充実

② 不妊治療、小児医療等への支援

① 救急医療体制の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
救急医療体制の充実	広域的な連携等により、関係機関等と協力して、地域における休日・夜間の小児医療体制の充実を図ります。	健康福祉課
受診前相談体制の整備	救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、受診前の相談体制の整備を検討します。また、住民に対しては、救急医療の知識に関する情報提供や学習機会の提供に努めます。	健康福祉課

② 不妊治療、小児医療等への支援

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
不妊に悩む人への支援	不妊治療者の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外である治療費に対し助成を行います。不妊治療費助成（県事業・町事業）についての周知を図ります。また、治療に関する情報提供や相談体制の整備に努めます。	健康福祉課
小児慢性特定疾患患者への支援	治療が長期にわたる小児慢性特定疾患にかかる医療費は、治療研究事業費として公費で負担されます。この制度について周知を図るとともに相談体制の充実にも努めます。	健康福祉課

推進施策（４）思春期の保健対策の充実

思春期における健康づくりや性に関する基本的知識の普及と悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

【施策の方向】

① 相談体制の充実

② 健康教育の充実

① 相談体制の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
思春期相談の充実	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、公認心理師、臨床発達心理士、臨床心理士、医療機関、スクールカウンセラー等と連携を強化し、相談体制の充実に努めます。 また、養護教諭や教育相談員等に気軽に相談できる体制を引き続き確保します。	健康福祉課 教育振興課

② 健康教育の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	子どもたちが、アルコール・薬物・タバコの害などについて正しい知識を学び、自らの健康問題を主体的に解決する能力を高めるため、保健センターと学校保健の連携による健康教育を実施します。 ・ 中学校における防煙教室	健康福祉課 教育振興課

基本目標 4 子どもが安全に安心して暮らせる環境づくり

推進施策（１）子どもの安全確保

子どもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、交通事故や犯罪や災害から子どもを守るための活動を推進します。

【施策の方向】

① 交通安全対策の充実

② 防犯・防災対策の充実

① 交通安全対策の充実

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
交通安全教育の充実	子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、交通安全教育を行います。 ・ 幼児園、幼稚園、小中学校における交通安全教室 ・ 幼児園における親子交通安全教室 ・ 学校地域安全推進会議の開催による町内各小中学校関係者における交通安全教育交流、協議	総務防災課 子育て支援課 教育振興課
通学路等の危険箇所の点検	学校、ＰＴＡ、地域、関係機関の協力により、通学路等の危険箇所の点検を実施し、必要な安全対策を行います。通学班を中心に、児童生徒や学校安全サポーターによる点検、確認も実施し、実際に通学している目で危険箇所とその対策を練っていきます。 ・ 学校・ＰＴＡ・地域・関係機関の協力による通学路等の危険箇所の点検 ・ 揖斐川町通学路交通安全プログラムに基づく取組	総務防災課 建設課 教育振興課
チャイルドシート貸与事業等の充実	自動車運転時の事故による死亡を減らすため、シートベルトの着用義務およびチャイルドシートの正しい使用に関する啓発を行うとともに、ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートの貸与を実施します。	子育て支援課
スクールバスの運行・通学定期券の交付	徒歩での通学が困難な小中学校の児童・生徒に対して、スクールバスの運行を引き続き実施します。	教育振興課

② 防犯・防災対策の充実

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
子どもが犯罪から自分を守る教育の推進	子ども自身が犯罪等から自分を守る教育を推進するため、警察と連携し、防犯教室を開催します。 また、学校と家庭、地域が一体となって、子どもの安全に気を配る、見守りネットの構築にも取り組みます。	教育振興課
日常的な非行防止活動の推進	万引きや未成年の喫煙・飲酒などの青少年の非行に対し、大人が見て見ぬ振りをしないよう、家庭、学校、地域が一体となって日常的な非行防止活動を推進します。	教育振興課
地域防災の推進	本町は、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されており、幼稚園、幼稚園、学校、地域などで防災教育を推進するとともに、子どもに関連する施設等の耐震補強を進めるなど地域の防災力の向上を図ります。 ・ 総合的な学習の時間における南海トラフ地震に対する地震防災に関する講義 ・ 関係課による施設等の耐震対策	総務防災課

推進施策（２）子育てに配慮した生活環境の整備

子どもや子どもを連れた保護者にとって安全で使いやすく、安心して外出できるようなまちづくりを進めます。

【施策の方向】

- ① 良好な住環境の整備
- ② 誰もが利用しやすい公共施設等の整備
- ③ 自然環境の保全

① 良好な住環境の整備

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
良好な住環境を備えた公営住宅の整備	公営住宅の建設・建て替えにあたっては、設計段階から子どもや障がいのある人、高齢者など多くの人に配慮して、次世代に渡って住みやすい住宅となるよう努めます。また、既存の公営住宅については、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化に努めます。	建設課

② 誰もが利用しやすい公共施設等の整備

【主な取組】

取組	取組内容	担当課
子どもに配慮した公共施設等の整備	公共施設の整備・改善にあたっては、ハートビル法、交通バリアフリー法、岐阜県福祉のまちづくり条例の基準を遵守するとともに、妊産婦や子育て家族をはじめとする利用者および施設関係者等から意見を聞くなど、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザイン化を推進します。特に子育て支援という観点から、親子連れの利用が多い場所について、オムツ交換や親子で利用できる多目的トイレの整備、授乳スペースの確保などに配慮します。	関係各課
子どもに配慮した歩行空間の整備	幼児が歩きやすく、ベビーカーでも容易に移動できる平坦で広い歩道の整備に努めます。	建設課
妊婦・乳幼児連れに配慮した公共施設等の駐車場整備	町内の公共施設などの駐車場を整備することで、利用できる環境づくりを推進します。	関係各課

③ 自然環境の保全

【 主な取組 】

取組	取組内容	担当課
里山や河川の保全	子どもたちが豊かな自然に抱かれて育ち、自然に親しむことができるように、そして、それを誇りに思い、次の世代に継承できるよう、里山や河川などの自然環境の保全に地域ぐるみで取り組みます。 ・ 危険な木の除去やバッファゾーン整備による通学路の安全への配慮	建設課 産業振興課
地域における資源循環の推進	ごみの減量化・再資源化を、住民と行政が協働して進めます。人と物の循環を通してごみのリサイクルはもとより環境意識の醸成、環境ボランティアなど人材の育成を推進します。 ・ リサイクル研修会、小学校環境学習講座、夏休み親子特別教室	住民生活課



第5章 事業量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

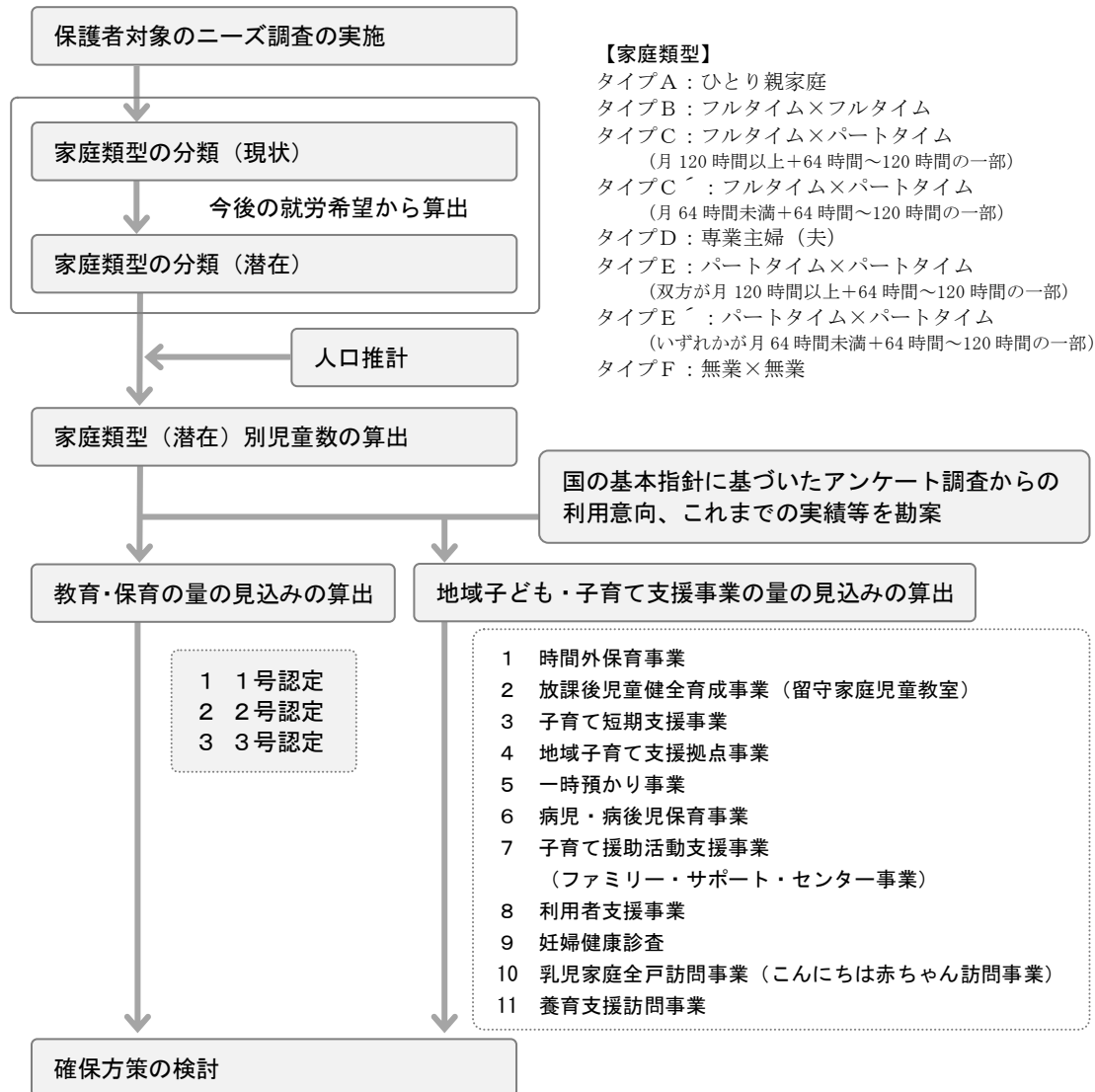
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとしています。

本町では、現在、自家用車を所有し、送迎に使用することが通常であり、また、通園バスによる送迎も広域で利用されています。また、保護者の就労などにより、自宅近くの教育・保育施設などではなく、通勤途上や勤務地近くの施設を利用する場合もあります。

そのため、教育・保育提供区域については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて町内全域を1区域として設定します。

2 事業量の見込みと確保方策の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の事業量を、アンケート調査結果やこれまでの実績を踏まえ、算出します。



子どもの人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年までの3月31日現在における住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	98人	94人	91人	87人	84人
1歳	92人	102人	98人	94人	90人
2歳	108人	94人	104人	100人	96人
0～2歳計	298人	290人	293人	281人	270人
3歳	132人	112人	97人	108人	103人
4歳	131人	133人	113人	98人	109人
5歳	139人	132人	134人	114人	99人
3～5歳計	402人	377人	344人	320人	311人
6歳	141人	140人	133人	135人	115人
7歳	131人	142人	142人	134人	137人
8歳	141人	130人	141人	141人	133人
9歳	153人	141人	130人	141人	141人
10歳	151人	154人	141人	131人	142人
11歳	173人	152人	155人	142人	132人
6～11歳計	890人	859人	842人	824人	800人
合計	1,590人	1,526人	1,479人	1,425人	1,381人

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育の見込みと確保方策

《現状》

揖斐川町立幼稚園は、平成31年4月から、「保育所型認定こども園」に移行しました。1号認定は減少傾向ですが、2号認定は横ばい、3号認定は増加傾向となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 号 認 定 (満3歳以上で教育を希望している子ども)	90 人	96 人	84 人	79 人	75 人
2 号 認 定 (満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども)	306 人	298 人	284 人	283 人	283 人
3 号 認 定 (満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども)	78 人	84 人	105 人	123 人	112 人
0 歳	2 人	1 人	3 人	7 人	2 人
1 ・ 2 歳	76 人	83 人	102 人	116 人	110 人

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

【 令和 2 年度 】

	令和 2 年度				
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		教育を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
量の見込み	54人	29人	274人	112人	10人
確保量					
特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、幼稚園、保育所）		29人	375人	148人	13人
確認を受けない幼稚園		110人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）		0人	0人	19人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
提供量合計		139人	375人	167人	13人
提供量合計－量の見込み		56人	101人	55人	3人

【 令和3年度 】

	令和3年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み	50人	27人	257人	109人	9人
確保量					
特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、幼稚園、保育所）		29人	375人	148人	13人
確認を受けない幼稚園		110人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）		0人	0人	19人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
提供量合計		139人	375人	167人	13人
提供量合計－量の見込み		62人	118人	58人	4人

【 令和4年度 】

	令和4年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み	46人	25人	234人	113人	9人
確保量					
特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、幼稚園、保育所）		29人	375人	148人	13人
確認を受けない幼稚園		110人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）		0人	0人	19人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
提供量合計		139人	375人	167人	13人
提供量合計－量の見込み		68人	141人	54人	4人

【 令和5年度 】

	令和5年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み	43人	23人	218人	108人	8人
確保量					
特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、幼稚園、保育所）		29人	375人	148人	13人
確認を受けない幼稚園		110人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）		0人	0人	19人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
提供量合計		139人	375人	167人	13人
提供量合計－量の見込み		73人	157人	59人	5人

【 令和 6 年度 】

	令和 6 年度				
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		教育を希望	左記以外	1 ・ 2 歳	0 歳
量の見込み	42人	23人	212人	104人	8人
確保量					
特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、幼稚園、保育所）		29人	375人	148人	13人
確認を受けない幼稚園		110人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）		0人	0人	19人	0人
認可外保育施設		0人	0人	0人	0人
提供量合計		139人	375人	167人	13人
提供量合計－量の見込み		74人	163人	63人	5人

【 3 号認定の保育利用率 】（保育利用率 ＝ 提供量計 ÷ 推計児童数）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保 育 利 用 率	60. 4%	62. 1%	61. 4%	64. 1%	66. 7%
0 ～ 2 歳 児 推 計 児 童 数	298 人	290 人	293 人	281 人	270 人
0 ～ 2 歳 児 提 供 量 計	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

《事業概要》

保育認定を受けた子どもについて、幼稚園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

《現状》

通常保育時間は8時30分から16時30分までとし、その前後について、保護者の就労形態に合わせた保育を実施しています。朝は7時30分から8時30分まで全園で実施しています。夕方は16時30分から18時30分までが6園、19時までが、やまと・きたがた幼稚園、いび幼稚園にて実施しています。

18時30分から19時までの利用者数は、平成30年度で19人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	2 人	4 人	4 人	19 人
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況であり、今後も、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら事業を実施していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	20 人	19 人	18 人	17 人	16 人
確 保 方 策	20 人	19 人	18 人	17 人	16 人
実 施 箇 所 数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量－見込み量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室）

《事業概要》

保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業であり、平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中も実施します。

《現状》

町内6小学校下において留守家庭児童教室として実施しています。夏休みについては、要望調査を実施して、通常6校にプラスする形で7小学校下において留守家庭児童教室を実施しています。近年、利用者数は増加傾向となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利 用 者 数 (各年度4月1日)	86 人	103 人	100 人	106 人	116 人
実 施 箇 所 数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	128 人	125 人	123 人	124 人	116 人
小学 1 年 生	45 人	44 人	42 人	43 人	36 人
小学 2 年 生	28 人	30 人	30 人	28 人	29 人
小学 3 年 生	31 人	28 人	31 人	31 人	29 人
小学 4 年 生	17 人	16 人	14 人	16 人	16 人
小学 5 年 生	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人
小学 6 年 生	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確 保 方 策	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
実 施 箇 所 数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提供量－見込み量	32 人	35 人	37 人	36 人	44 人

(3) 子育て短期支援事業

《事業概要》

保護者が疾病等の社会的事由により、家庭での児童の養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。

《現状》

2箇所で開催しており、延べ利用者数は年度によってばらつきがあり、平成30年度では26人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 べ 利 用 者 数	18 人	71 人	0 人	26 人
実 施 箇 所 数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

《見込み量と確保方策》

引き続き、近接市町における現有施設への委託等により、確保可能な状況としていきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日
確 保 方 策	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日	40 人日
実 施 箇 所 数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量－見込み量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

《事業概要》

育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、園庭の開放、育児講座等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

《現状》

揖斐川子育て支援センター内において、子育て親子の交流あそびの場や子育て相談等を実施しています。近年、延べ利用者数は減少傾向となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 べ 利 用 者 数	5,062 人	5,156 人	4,795 人	4,433 人
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	5,247 人回	5,107 人回	5,159 人回	4,948 人回	4,754 人回
確 保 方 策	5,247 人回	5,107 人回	5,159 人回	4,948 人回	4,754 人回
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量－見込み量	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(5) 一時預かり事業

《事業概要》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

① 幼稚園における一時預かり

《現状》

揖斐幼稚園で、在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜日、長期休業中に教育を行っており、一日あたりの利用者数は、平成30年度で21人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数 (一 日 あ た り)	14 人	16 人	16 人	21 人
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	21 人/日	19 人/日	18 人/日	17 人/日	16 人/日
確 保 方 策	21 人/日	19 人/日	18 人/日	17 人/日	16 人/日
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量－見込み量	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日

② 幼稚園等における一時預かり

《現状》

いび幼稚園で、保護者の疾病、就労等により一時的に育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合等に利用できる一時預かり保育を行っており、延べ利用者数は、平成30年度で254人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 べ 利 用 者 数	198 人	206 人	59 人	254 人
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	270 人日	241 人日	230 人日	217 人日	210 人日
確 保 方 策	270 人日	241 人日	230 人日	217 人日	210 人日
実 施 箇 所 数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量－見込み量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(6) 病児・病後児保育事業

《事業概要》

児童が病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に一時的に当該児童の保育を行う事業です。

《現状》

揖斐厚生病院にて実施しており、揖斐川町在住者の延べ利用者数は、平成30年度で23人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	79人	39人	37人	23人
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

《見込み量と確保方策》

現在利用されている現有施設において確保可能な状況となっており、引き続き、実施体制を確保していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
確保方策	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
提供量－見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《事業概要》

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

《現状》

現在、実績はありません。

《見込み量と今後の方向性》

アンケート調査結果から少なからず利用希望はありますが、現在ではサービス提供に向けた基盤がないことや、ボランティアによる活動などから、現在のところ実施できてはいませんが、実施可能となるよう今後とも検討していきます。

(8) 利用者支援事業

《事業概要》

利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報収集・提供、利用支援等を行い、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の関係機関との連絡・調整を行う事業です。

《現状》

平成31年度から母子保健型として、保健センター内に「揖斐川子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるように、それぞれの段階に対応した支援やサービスの情報、母子保健法に基づく助言等について、専門的な立場で切れ目のない総合的相談支援を提供しています。

《今後の方向性》

揖斐川子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期において、切れ目のない支援をするため、妊娠、出産及び子育てに関する様々な悩み等に対応していきます。

また、関係機関との連携や連絡調整、情報提供及び相談・助言等の充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基本型・特定型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
母子保健型	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(9) 妊婦健康診査

《事業概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

《現状》

母子健康手帳を交付する時などに妊婦健康診査受診票を交付しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延 べ 受 診 者 数	137 人	110 人	82 人	95 人

《今後の方向性》

健やかな妊娠、出産のため今後も妊婦健診項目を増加し内容の充実と継続実施に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	98人	94人	91人	87人	84人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健センターにおいて当該事業に対応				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《事業概要》

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。1～2か月児を対象に訪問し、乳児健診の案内を配布するとともに子育ての状況や子どもの様子、養育環境等を把握しています。

《現状》

出生後1か月頃保健師が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談に対応しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪 問 数	126人	121人	104人	85人

《今後の方向性》

核家族が多く、子育てに悩む親が多い現在、母子保健・子育て支援事業推進のため、悩みの傾聴や情報提供、養育環境等の把握に努めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	98人	94人	91人	87人	84人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施機関：町保健センター 実施体制：保健センターの保健師において当該事業に対応				

(11) 養育支援訪問事業

《事業概要》

支援の必要な妊婦や乳幼児健診等で育児不安の高い保護者等、養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師が訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行う事業です。

《現状》

母子健康手帳交付時の面接、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業や、関係機関との連携等により把握した家庭に対し、相談等に応じています。

《今後の方向性》

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等で把握した、養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援事業 見込み量	3人	3人	3人	3人	3人
実施体制 (確保方策)	実施機関：町保健センター、子育て支援センター				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、揖斐川町では、子育て世帯の経済的負担軽減策として、給食費（主食及び副食費）を無料化しています。

また、幼稚園（未移行）においては、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、食材費（副食材料費）に対する助成をします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するために、事業者からの問い合わせなどにおける相談窓口等をはじめ、参入促進を推進します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付の確保、保護者の経済的負担の軽減や給付手続きの利便性等を勘案し、給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章 重点施策の推進

本計画期間において、次の項目について、子育て関連事業に関わる重点施策を取組むこととします。

1 幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育の無償化は、令和元年10月から始まり、保育料に対する経済的な支援が強化されました。さらに本町では、第2子以降の保育料を無料化するなど、子育てしやすい環境づくりに先進的かつ積極的に取り組んでいます。

また、揖斐川町立各幼稚園は、平成31年4月より認定こども園へ移行し、保護者の就労状況によらず幼児教育として施設利用ができるようにするなど、ニーズに合わせた幼児教育・保育に取り組んでいるところです。

今後は、今までに増して、質の高い幼児教育・保育ができるよう効率化を図りながら、一層の充実に向けた取組を推進します。

2 就学期の健全育成の充実

本町の就学期においては、小学生における放課後の健全育成を図るため、留守家庭児童教室を実施している他、夏休みにおける利用についても社会情勢に合わせた取組を行っています。また、公民館活動や地域活動における参加も促進し、健全育成を行っています。

今後は、今までに増して、留守家庭児童教室の充実を図るとともに、児童の適切な遊びや生活の場を確保できるよう、公民館活動などを中心とした地域との連携を図りながら、地域に根ざした就学期の健全育成への取組みを推進します。

3 切れ目のない子育て支援の充実

本町では、妊娠期から子育て期にわたるまで、町が進める様々な支援体制により子育て支援を進めています。

今後は、妊娠・出産・子育てに向けて、切れ目のない子育て支援サービスを提供していくために、揖斐川子育て世代包括支援センターの他、関係機関が連携をさらに強くして、包括的な子育て支援が行える子育て支援ネットワークの構築への取組みを推進します。



第7章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、住民をはじめ地域や関係団体、事業者等が子どもの立場に立ち、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとしします。

<家庭の役割>

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は時代を担う子どもを養育する主体であるという自覚を持ち、助け合いながら、家庭としての責任を果たしていきます。

<教育・保育施設等の役割>

幼児園、幼稚園、学校は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていきます。

<地域社会の役割>

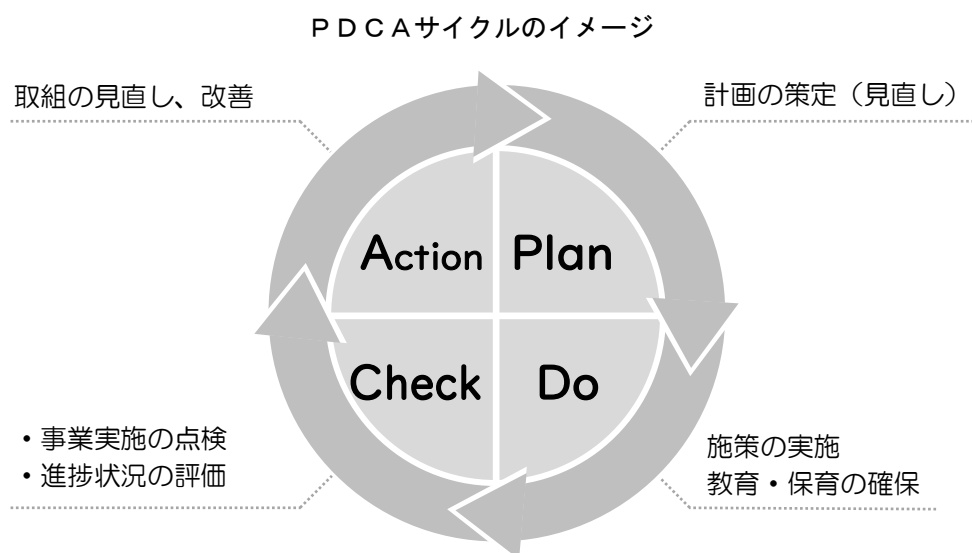
地域住民や地域団体等は、子どもは地域の宝物として認識し、子育てを地域全体で担わなければなりません。それぞれの個人や団体が持つそれぞれの特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を守り、支援する役割を果たすよう努めます。

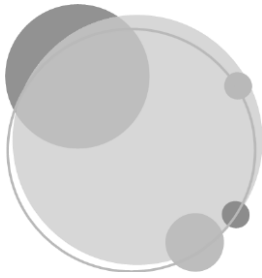
<町の役割>

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

2 進捗管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、これに基づき施策を実施するものとします。





資料編

1 策定経過

開催日等	内容等												
平成30年 8 月 7 日	平成30年度 第 1 回 揖斐川町子ども・子育て会議 ・ 認定こども園について ・ 「子ども・子育て支援事業計画」（第 2 期）策定に向けた準備について												
平成30年12月	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施 ・ 幼稚園及び小学生の保護者については、幼稚園、小学校において配布・回収 ・ その他の保護者については郵送配布・郵送回収 <table><tr><th>調査対象</th><th>配布数</th><th>有効回答数</th><th>有効回答率</th></tr><tr><td>就学前児童の保護者</td><td>648通</td><td>411通</td><td>63.4%</td></tr><tr><td>小学生児童の保護者</td><td>785通</td><td>639通</td><td>81.4%</td></tr></table>	調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率	就学前児童の保護者	648通	411通	63.4%	小学生児童の保護者	785通	639通	81.4%
調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率										
就学前児童の保護者	648通	411通	63.4%										
小学生児童の保護者	785通	639通	81.4%										
平成31年 2 月 25 日	平成30年度 第 2 回 揖斐川町子ども・子育て会議 ・ 幼稚園（認定こども園）の利用定員変更について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果について ・ 平成30年度子ども・子育て支援事業計画の主要事業の実績について												
令和元年 9 月 25 日	令和元年度 第 1 回 揖斐川町子ども・子育て会議 ・ 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の各事業実施状況について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の骨子について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたスケジュールについて												
令和元年12月20日	令和元年度 第 2 回 揖斐川町子ども・子育て会議 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画（案）について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたスケジュールについて												
令和 2 年 1 月～ 令和 2 年 2 月	パブリックコメントの実施												
令和 2 年 3 月 6 日	令和元年度 第 3 回 揖斐川町子ども・子育て会議 ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ 平成31年度子ども・子育て支援事業計画の主要事業の実績について												

2 揖斐川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 13 日

条例第 18 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、揖斐川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 子育て会議の庶務は、子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

3 揖斐川町子ども・子育て会議委員

組織等
揖斐幼稚園園長
主任児童委員（代表）
花園大学社会福祉学部 社会福祉学科 教授
西濃子ども相談センター所長
揖斐厚生病院小児科部長
揖斐川町公民館長（代表）
揖斐川町校長会会長
揖斐川町PTA連合会会長
揖斐川町保護者会連合会会長
揖斐川町社会福祉協議会事務局長
幼児園園長（代表）

第2期 揖斐川町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：揖斐川町

編集：住民福祉部子育て支援課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地

電話 0585-22-2111 FAX 0585-22-4496

